

図書館に

二〇〇二年四月二日付けの産経新聞に、千葉県船橋西図書館で西部邁・渡部昇一の著書の多くが廃棄されたとの記事が載った。この最初の報道から、すでに一年半もの月日が流れたが、『す・ぼん』では、これまで二度もこの事件を取り上げずにきた。『す・ぼん』は、富山県立近代美術館・図書館事件をきっかけに創刊した本だ。

とつての問題は

やはり一度きちんと船橋市西図書館の事件を取り上げるべきだろうというす・ぼん編集委員・東條文規の発言から、この企画はスタートした。誰に取材しようか、誰に原稿依頼しようか、いろいろな案は出た。でも、どれもしっくりこない。そこで、編集委員の座談にすることにした。なぜ自分たちは、これまでこの事件を取り上げなかったのか、図書館の現場で何ができて、またしなければならぬことは何なのか。ここから始めようと考えた。

何だったのか

資料01●船橋市西図書館・除籍図書リスト

書名	著者	出版社
1 新しい歴史教科書を「つくる会」という運動がある	新しい歴史教科書をつくる会	扶桑社
2 戦後沖繩史	新崎盛暉	日本評論社
3 図説 死の文化史	フィリップ・アリエス	日本エディタースクール出版部
4 かず [福音館のペーパーバック絵本]	安野光雅/西内久典	福音館書店
5 そうだったのか! 現代史	池上彰	ホーム社
6 朝日新聞の正義	井沢元彦/小林よしのり	小学館
7 日本人はなぜ箸を使うか	一色八郎	大月書店
8 姫島殺人事件 [カッパノベルズ]	内田康夫	光文社
9 大きな機関車たち	ガンバー & ビーター・エドワーズ/ウィルバート・オードリー	ポプラ社
10 世界危険情報大地図館	恵谷治	小学館
11 あひるさんのぼうし	太田大八/神沢利子	福音館書店
12 国家は誰が守るのか	岡崎久彦	徳間書店
13 自分の国を愛するということ	岡崎久彦	海竜社
14 日米同盟と日本の戦略	岡崎久彦ほか	PHP研究所
15 新英語はすぐ書ける	海江田進	ジャパントイムズ
16 だるまちゃんとうさぎちゃん	加古里子	福音館書店
17 図説スペインの歴史 新版	川成洋/宮本雅広写真	河出書房新社
18 マルチメディア	紀田順一郎ほか	ジャストシステム
19 海からの幸	木部崎修編	PHP研究所
20 アジア共円圏の時代	邱永漢/渡部昇一	PHP研究所
21 日本語 (上) 新版	金田一春彦	岩波書店
22 日本は二十一世紀の勝者たりえるか	日下公人ほか	太陽企画出版
23 誇りなくば国立たす	日下公人ほか	太陽企画出版
24 僕らはそう考えない	日下公人/渡部昇一	太陽企画出版
25 アメリカ黒人の叫び [世界人権問題叢書]	ケネス・B・クラーク	明石書店
26 ザ・デルタフォース	T・グリズウォルド/D・M・ジャングレコ	並木書房
27 マルチメディア	アラン・ケイほか	岩波書店
28 国民のための戦争と平和の法	小室直樹/色摩力夫	総合法令出版
29 大東亜戦争ここに蘇る	小室直樹	クレスト社
30 日本人のための経済原論	小室直樹	東洋経済新報社
31 三島由紀夫が復活する	小室直樹	毎日コミュニケーションズ
32 歴史に観る日本の行く末	小室直樹	青春出版社
33 江戸名所図会 第1	斉藤幸雄ほか	角川書店
34 江戸名所図会 第2	斉藤幸雄ほか	角川書店
35 江戸名所図会 第3	斉藤幸雄ほか	角川書店
36 江戸名所図会 第4	斉藤幸雄ほか	角川書店
37 江戸名所図会 第5	斉藤幸雄ほか	角川書店
38 知識人	坂本多加雄	読売新聞社
39 歴史教育を考える [PHP新書]	坂本多加雄	PHP研究所
40 バイバイ	鷺沢萌	角川書店
41 東欧見聞録	佐藤健	毎日新聞社
42 シェイクスピア全集9	ウィリアム・シェイクスピア/小田島雄志訳	白水社
43 ちくま日本文学全集 43: 志賀直哉	志賀直哉	筑摩書房
44 街道をゆく 6	司馬遼太郎	朝日新聞社
45 街道をゆく 8	司馬遼太郎	朝日新聞社
46 街道をゆく 9	司馬遼太郎	朝日新聞社
47 街道をゆく 10	司馬遼太郎	朝日新聞社
48 街道をゆく 11	司馬遼太郎	朝日新聞社
49 街道をゆく 12	司馬遼太郎	朝日新聞社
50 街道をゆく 13	司馬遼太郎	朝日新聞社
51 街道をゆく 14	司馬遼太郎	朝日新聞社
52 街道をゆく 15	司馬遼太郎	朝日新聞社
53 街道をゆく 18	司馬遼太郎	朝日新聞社
54 街道をゆく 20	司馬遼太郎	朝日新聞社
55 街道をゆく 22	司馬遼太郎	朝日新聞社
56 「良い子」と過食症	R・T・シャーマン/R・A・トンプソン	創元社
57 いい生き方、いい文章	高橋玄洋	同文書院
58 感性が光る文章の書き方	高橋玄洋	同文書院
59 教科書検定	高橋史朗	中央公論社
60 滝沢真理のカレー料理	滝沢真理	家の光協会
61 モンスターのいえ	田中秀幸	佑学社

書名	著者	出版社
125 歴史感覚	西部邁	PHP研究所
126 私の憲法論	西部邁	徳間書店
127 実験化学講座 27: 生物有機 第4版	日本化学会編	丸善
128 市場原理と生活原理	根井康之	農山漁村文化協会
129 ヘルリン物語	橋口譲二写真	情報センター出版
130 情報化社会の本当の読み方	長谷川慶太郎	徳間書店
131 情報力	長谷川慶太郎	サンマーク出版
132 世紀末大転換	長谷川慶太郎	徳間書店
133 成功の記憶を捨てる	長谷川慶太郎	東洋経済新報社
134 盛衰の岐路	長谷川慶太郎/渡部昇一	PHP研究所
135 中国発の危機と日本	長谷川慶太郎/岡崎久彦	徳間書店
136 デフレ時代の新投資戦略	長谷川慶太郎ほか	ビジネス社
137 長谷川慶太郎のビッグバンで日本はこう変わる	長谷川慶太郎	徳間書店
138 火事場のサイエンス	長谷見雄二	井上書店
139 黒人の誇り・人間の誇り	ローザ・パークス	サイマル出版会
140 空白の終焉へ	福田和也	PHP研究所
141 喧嘩の火だね	福田和也	新潮社
142 この国の仇	福田和也	光文社
143 『作家の値打ち』の使い方	福田和也	飛鳥新社
144 魂の昭和史	福田和也	PHP研究所
145 なぜ日本人はかくも幼稚になったのか	福田和也	角川春樹事務所
146 続・なぜ日本人はかくも幼稚になったのか	福田和也	角川春樹事務所
147 なぜ日本人はかくも幼稚になったのか3	福田和也	角川春樹事務所
148 罰あたりパラダイス	福田和也	扶桑社
149 平成ゾンビ集	福田和也	角川春樹事務所
150 余は如何にしてナショナリストとなりし乎	福田和也	光文社
151 日本への遺言	福田恆存/中村保男編	文藝春秋
152 教科書が教えない歴史 1	藤岡信勝/自由主義史観研究会	産経新聞ニュースサービス
153 生と死の境界	スーザン・ブラックモア	読売新聞社
154 ブルーガイドバック 38 第7改訂版	ブルーガイドバック編	実業之日本社
155 真剣勝負	前田日明/福田和也	草思社
156 なぞなぞのすきな女の子	松岡享子/大社玲子	学習研究社
157 恐竜たんけん図鑑	松岡達英	岩崎書店
158 モニカー音楽家の夢・小説家の物語ー	村上龍/坂本龍一	新潮社
159 無印おまじない物語	群ようこ	角川書店
160 きょうはさいごう!	ワジーラ・メアフェルト	偕成社
161 白雪姫コンプレックス	エリッサ・メラメド	晶文社
162 どうぶつのおかあさん	藪内正幸/小森厚	福音館書店
163 英文法の核心	山崎紀美子	筑摩書房
164 伊賀忍法帖	山田風太郎	講談社
165 甲賀忍法帖	山田風太郎	講談社
166 忍びの世	山田風太郎	講談社
167 しゅっぱつしんこう!	山本忠敬	福音館書店
168 英米文学史概要 改訂版	吉田三雄	成美堂
169 チャップリン 上	デイヴィッド・ロビンソン	文藝春秋
170 チャップリン 下	デイヴィッド・ロビンソン	文藝春秋
171 英米文学の名作を知る本	渡邊恵子編	研究社出版
172 かくて歴史は始まる	渡部昇一	クレスト社
173 国思う故にわれあり	渡部昇一	徳間書店
174 国益の立場から	渡部昇一	徳間書店
175 新世紀への英知	渡部昇一/谷沢永一	祥伝社
176 自分の壁を破る人破れない人	渡部昇一	三笠書房
177 そろそろ憲法を変えてみようか	渡部昇一/小林節	致知出版社
178 起て! 日本	渡部昇一/加瀬英明	高木書房
179 父は子に何ができるか	渡部昇一/屋山太郎	PHP研究所
180 読書有訓	渡部昇一	致知出版社
181 何が日本をおかししたのか	渡部昇一	講談社
182 日本人の気概	渡部昇一	PHP研究所
183 日本の生き筋	渡部昇一	致知出版社
184 日本の驕慢(おごり) 韓国の傲慢(たかぶり)	渡部昇一/呉善花	徳間書店
185 まさしく歴史は繰り返す	渡部昇一	クレスト社
186 歴史の鉄則	渡部昇一	PHP研究所

●この表は、「正論」平成14年6月号・「船橋市西図書館が捨てた書籍百八十七冊全リスト」を元に再構成した。
●船橋市の発表では、2002年8月の雑誌を除く一般書・児童書の除籍冊数は「187点」だが、上記表では「186点」で1冊は不明である。

書名	著者	出版社
62 男冥利	谷沢永一	PHP研究所
63 人生行路は人間学	谷沢永一/渡部昇一	PHP研究所
64 【聖書】で人生修養	谷沢永一/渡部昇一	致知出版社
65 読書人の悦楽	谷沢永一	PHP研究所
66 人間道の勘どころ	谷沢永一	PHP研究所
67 拜啓韓国、中国、ロシア、アメリカ合衆国	谷沢永一/渡部昇一	光文社
68 人の世を見さだめる	谷沢永一	PHP研究所
69 メディア事典	田村紀雄	KDDクリエイティブ
70 続 物理のおとし穴	エリ・ヴェ・タラソフ/ア・エヌ・タラソフ	東京図書
71 猫の大虐殺	ロバート・ダートン	岩波書店
72 地球の歩き方66 (98~99版)	「地球の歩き方」編集室	ダイヤモンド・ビッグ社
73 地球の歩き方68 (97~98版)	「地球の歩き方」編集室	ダイヤモンド・ビッグ社
74 地球の歩き方72 (98~99版)	「地球の歩き方」編集室	ダイヤモンド・ビッグ社
75 パーパパのがっさやさん [パーパパのちいさなおはなし]	アネット・チゾン/タラス・テイラー	講談社
76 パーパパのすいしゃごや [パーパパのちいさなおはなし]	アネット・チゾン/タラス・テイラー	講談社
77 パーパパのふうせんりょうごう [パーパパのちいさなおはなし]	アネット・チゾン/タラス・テイラー	講談社
78 パーパピカリのとけい やさん [パーパパのちいさなおはなし]	アネット・チゾン/タラス・テイラー	講談社
79 パーパママのかわいいうし [パーパパのちいさなおはなし]	アネット・チゾン/タラス・テイラー	講談社
80 うたのてんらんかい	長新太/くどうなおこ	理論社
81 大衆論一対談ー	富岡多恵子/西部邁	草思社
82 グルメは文化である	富田仁/内海あぐり	白馬出版
83 いじめと妬み	土居健郎/渡部昇一	PHP研究所
84 教育と自由	西尾幹二	新潮社
85 行為する思索	西尾幹二	中央公論社
86 思想の出現一対談集ー	西尾幹二	東洋経済新報社
87 情熱を喪った光景	西尾幹二	河出書房新社
88 人生の価値について [新潮選書]	西尾幹二	新潮社
89 全体主義の呪い [新潮選書]	西尾幹二	新潮社
90 智恵の凋落	西尾幹二	福武書店
91 地球日本史 3	西尾幹二責任編集	産経新聞ニュースサービス
92 沈黙する歴史	西尾幹二	徳間書店
93 学者この喜劇的なもの	西部邁	草思社
94 恐慌前夜の独り言	西部邁	新潮社
95 虚無の構造	西部邁	飛鳥新社
96 「国柄」の思想	西部邁	徳間書店
97 寓喩としての人生	西部邁	徳間書店
98 経済倫理学序説	西部邁	中央公論社
99 現在への証言	西部邁	廣済堂出版
100 幻像の保守へ	西部邁	文藝春秋
101 国民の道徳	西部邁/新しい教科書をつくる会編	産経新聞ニュースサービス
102 国家と歴史 [発言者双書]	西部邁	秀明出版会
103 サンチョ・キホーテの眼	西部邁	文藝春秋
104 思想史の相貌	西部邁	世界文化社
105 思想の英雄たち	西部邁	文藝春秋
106 新・学問論 [講談社現代新書]	西部邁	講談社
107 [成熟]とは何か	西部邁	講談社
108 世人に言上したきことあり	西部邁	新潮社
109 ソシオ・エコノミックス	西部邁	中央公論社
110 闘論息子の教育	西部邁/三田誠広	プレジデント社
111 なぜ「日本売り」は起きたのか	西部邁	PHP研究所
112 西部邁の論争の手引き	西部邁	日刊工業新聞社
113 西部邁の論争ふたたび	西部邁	日刊工業新聞社
114 ニヒリズムを超えて	西部邁	日本文芸社
115 人間論	西部邁	日本文芸社
116 破壊主義者の群れ	西部邁	PHP研究所
117 剥がされた仮面	西部邁	文藝春秋
118 白昼へ meaning	西部邁	中央公論社
119 批評する精神 続	西部邁	PHP研究所
120 批評する精神 3	西部邁	PHP研究所
121 批評する精神 4	西部邁	PHP研究所
122 ビジネス文明批判	西部邁/長崎浩	作品社
123 福澤論古	西部邁	文藝春秋
124 マスコミ亡国論	西部邁	光文社

小形 亮

●おがた・りょう
練馬区立光丘図書館・本誌編集委員

手嶋孝典

●てしま・たかのり
町田市立図書館・本誌編集委員

東條文規

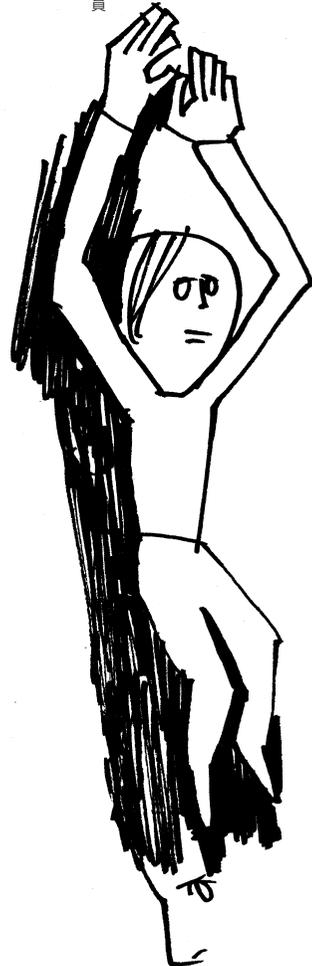
●とうじょう・ふみのり
四国学院大学・短期大学図書館・本誌編集委員

堀 渡

●ほり・わたる
国分寺市立志ヶ窪図書館・本誌編集委員

真々田忠夫

●ままた・ただお
埼玉県立越ヶ谷高等学校司書・本誌編集委員



司会●ボット出版
沢辺均

構成●那須ゆかり

産経新聞のスクープから 最高裁弁論までの経過

沢辺●最初に事実経過を再確認し、二番目にこの事件についての評価、それから三番目に図書館のあり方としてどうしたらいいか。こういうことをなくすためにどうしたらいいかをみんな

下、図問研)が調査に乗り出して、館長さんとか廃棄したといわれる女性司書を対象に調べたようです。しかしこの調査報告もよくわからないものなんです。その後、二回目の記者会見があり、どうも意図的に「新しい教科書をつくる会」のメンバーの主要図書が廃棄されたようにだと報告されました。しかし、女性司書がなぜ廃棄したのかがよくわからないという、はつきり言って弁明にならないような弁明で終わってしまい、それ以上日図協も図問研も追及しなかったんです。そのあとで、今度は廃棄された主要著者の「新しい歴史教科書をつくる会」と作家の井沢元彦さんら八人が司書と船橋市に計二七〇〇万円の損害賠償を求めて訴訟を起こした。一審判決では当該女性司書は確かに公務員として違法行為をしたけれども、原告者に対する違法行為ではない。図書館とその女性司書との間では違法行為がなされて一応処分をされているので、それでもういい、と原告の訴えは棄却したんですよね。

で議論したいと思います。では東條さんから、経過を簡単に。東條●産経新聞が、船橋市西図書館が廃棄した図書の中に、「新しい歴史教科書をつくる会」の主要メンバーの著書がたくさん入っていたということを一面でスクープしたのが始まりです。そのスクープの直後、あまり詳

その後、高裁でももう一回棄却されて、今、最高裁にいつていきます。堀●六月に最高裁で弁論が開かれます「注01」。手嶋●弁論が開かれるというのは、高裁の判決がひっくり返る可能性があるということですね。沢辺●最高裁が弁論を開くと判断したということが、ひっくり返すってことなんじゃない？東條●女性司書に関する弁論は開かれなくて、教育委員会なし図書館が原告者の権利を侵害したところだけでしょう。手嶋●それは憲法の論争ですよ。最高裁がなんで弁論開くのが私なんかよくわからないけどな。東條●今までで言えば、富山のときの判例「注02」があるわけですよ。今回の一審でもそうなんですけど、図書館が資料を購入するのは図書館の裁量だから、逆に言えば廃棄するのも図書館の裁量なんだ。だから著作権者が図書館に対して権利侵害ということは言えないというのが、

しい調査がなされず、図書館と教育委員会がすぐ記者会見を開きました。そのときは、廃棄規定に則ったふうの廃棄だというふうにいったわけです。しかし、それはおかしいんじゃないかということになり、日本図書館協会(以下、日図協)の自由委員会や図書館問題研究会(以

最高裁の判例になっているんだろうと思うし、現に富山でそうなっているんですよ。沢辺●そうですね。東條●それに対してもう一回弁論が開かれるのは、それがひっくり返る可能性があるということでしょう。何で破棄したのか理由がさっぱり見えてこない。沢辺●では事実経過を見たときの皆さんの疑問に入りましょうか。この座談会に入る前の雑談で、この廃棄したと言われている当事者の女性司書は同僚に嫌われてたんじゃないか説が出ていましたよね。裁判で同僚が彼女に不利になる証言に立ってしまっているから、と。真々田●あれは裁判で出た証言ではありません。教育委員会の内部調査のときにそういう証言が出たということが、原告側から出されたんです。東條●そうそう。手嶋●裁判で出てきた証言ではないんだ？

資料02●船橋市・記者発表(2002年5月10日)

平成14年度臨時記者発表（5/10）

船橋市西図書館の蔵書廃棄問題

今までの経緯（平成14年4月12日）
・一部新聞で「昨年8月、船橋市西図書館において、汚損や利用率の低くなった蔵書541冊（雑誌含む）を廃棄処分する際に特定著者の書籍が大量に処分されていたことが判明した」と報道され、市教育委員会が記者会見し、その時点で確認された事実関係について発表しました。
・この日から市教育委員会では、廃棄図書が除籍基準に適合した除籍であったかということに焦点を当て、臨時職員を含めた22名の西図書館職員を対象として、聴き取りや現場の実態把握等の調査を行いました。（平成14年5月10日）
・市教育委員会による調査がまとまり、以下のとおり記者発表を行いました。

記者発表（要旨）
この件につきましては、多くの皆様に多大なるご迷惑をお掛けいたしましたことを、心よりお詫び申し上げます。本来、図書の除籍については、船橋市図書館資料除籍基準に基づき、館長の決裁後に除籍を行うところですが、調査の結果、翌月に1か月分をまとめて図書整理簿により、除籍の事後決裁を行っていたことが判明いたしました。このことが、今回の問題が起きた大きな要因の一つであると考えております。

平成13年8月に除籍された541冊（内訳　一般図書170冊、児童図書17冊、雑誌354冊）の除籍理由については、職員からの事情聴取の中で判断しましたが、一般図書170冊のうち63冊、児童図書17冊、雑誌354冊は、船橋市図書館資料除籍基準に基づき除籍したものであります。

しかし、一般図書107冊については、利用が低下しているものや、受入れ年月日の古いものなどがありましたが、除籍理由を明確にすることは出来ませんでした。

除籍の内訳	除籍数	除籍基準に基づいたもの	不明
一般図書	170冊	63冊	107冊
児童図書	17冊	17冊	0冊
雑誌	354冊	354冊	0冊

臨時職員を含めた22名の西図書館職員から、それぞれ数回にわたり事情聴取をしまいりました。その聴き取り調査の結果、司書職員1人が、8月に西部邁氏（36冊）、渡部昇一氏（22冊）等の著書107冊を除籍したことを認めております。

特定の著者の図書を一時期に大量に除籍した理由として、本人は利用者から「新しい歴史教科書をつくる会」について問い合わせがあり、それを調べる目的で関係図書を集めたが、なぜ除籍してしまったかということについては、自分でも説明がつかないということでした。

しかし、このことについては、多くの方々に多大なるご迷惑を掛けることになり、本人も深く反省をしております。調査の中で、本人も思想的背景で除籍したことは否定しており、また教育委員会としても組織的に行われたものではないと判断いたしました。今回このような結果になってしまったことについては、意図的と思われるも仕方がなく、市民の信頼を著しく損なうものであり、今後、このようなことが二度と起こらないよう、各館長に再発防止のための改善策について指示したところであります。

また、この時期に他館において、このような特定著者の図書が一時的大量に除籍されたかどうかについても調査いたしました。そのような事実はありませんでした。

図書の弁済について
今回除籍された図書については、現在市民の利用に供すべく、購入の手続きを終了しております。また費用については、図書館運営の責任者である館長など関係者が負担することを申し出ています。

処分について
関係者の処分につきましては、船橋市職員懲戒審査会の答申を求め、教育委員会に諮り、決定する予定です。

今後は、1日も早く市民の信頼を回復し、市民のニーズに則した親しみ愛される図書館を目指して努力してまいります。改めまして今回、多くの皆様に多大なご迷惑をお掛けしましたことを心よりお詫び申し上げます。

【出典:船橋市ホームページ平成14年度臨時記者発表(5/10)・http://www.city.funabashi.chiba.jp/home/kisha02/rinji0510.htm】

東條● 教育委員会の事情聴取の文章が原告側に流れちゃったんだよな。
真々田● 一番けつたいたつたと思つたのは、なんで廃棄したのかという理由が全く明示されてないことですね。
手嶋● それは日図協調査のこと？
真々田● いや、全般にわたつて。なぜそうしたのかが明らかになつてないでしょう。要するに、やつた人と結果だけがあつて、そこに至る経過というのが全然つまびらやかになつてない。
東條● 彼女（女性司書）が誰かをかばつてるんじゃないの？
そういうこともちよつと考えたんだよな。非常勤の人とかがケアレスマイスでバババツと除籍（廃棄）してしまつたとか。彼女が「新しい歴史教科書をつくる会」関係の本を集めてくれと言つたのは確かで、そこまでは彼女もそう言つているんです。集めてどこかに積んでおいたら、廃棄する本と一緒になつてしまつて、本人もよくわからなくて、いいやいいやという形でバババツと廃棄してしまつた。

えらいことになつてしまつたから、今さらお前が廃棄したからとは言えなくなつて……。
手嶋● でも、何のために集めたんですか？
東條● 利用者から「新しい歴史教科書をつくる会」のレファレンスがあつて、一応私も調べようかなと思つて集めるということとはよくある話じゃない？ 興味があれば。
真々田● でもふつう現物を集めるかな。リスト化するののはわかるけど。
堀● しかも船橋市西図書館にあつた本だけじゃなくて、よその図書館の閉架書庫の本まで引き上げて西図書館に集めて、ということをしているわけだから、ふつうの調査のレベルではないよね。
真々田● そういう可能性がないとは言えないけれども、その程度のことです。現物を集めるといふのはあまり考えられない行為だよな。

東條● まあ、そうですね。
小形● ほとんど推測でみんなものを言つてるんだよね。本人がどういう意図だつたかということと自体がよくわからない。
沢辺● 推測は推測でとりあえずいったん出しておきましょうよ。何しろ今、廃棄した理由が明確にされていないんだから。
小形● 一つの推理ゲームみたいなね。
沢辺● 話を戻して、彼女が、本当のことを言つていないということはあるよね？
東條● ありえる。誰かをかばつてとか。
沢辺● いや、そうではなくて。彼女自身が「右翼反動、つぶれてしまへ」と思つて本当に集めて廃棄したとしても、そう思つてやりましたとは言えないんじゃないかということです。
東條● でも図書館の本をなくしたつて、右翼反動がつぶれるわけでも何でもない（笑）。
沢辺● そんなこと言つたらすべての「運動」というのはそういうことになるんじゃない？
渋谷の町で「イラク戦争反対」と サウンドデモをやつたらイラクで戦争が止まるかといつたら、そんなことないでしょう。
東條● いや、それは意思表示だから、まさに表現の自由（笑）。

資料03○船橋西図書館蔵書廃棄事件／記事・声明・判決一覧 ●表は、「図書館の自由」(第36号、37号、38号、44号・日本図書館協会図書館の自由委員会)を元に加筆して作成した。

日時	内容	掲載紙・誌／著者
2002.04.12	西部、渡部両氏の著書68冊市立図書館が廃棄	産経新聞
2002.04.13	船橋市西図書館の廃棄問題について(産経抄)	産経新聞
2002.04.13	あいまい説明に終始 市教委「政治的意図など」船橋市西図書館西部氏らの著書廃棄	産経新聞千葉版
2002.04.13	船橋西図書館別の著者も廃棄 西尾氏、福田氏の20冊	産経新聞
2002.04.13	「つくる会」教科書著者らの著書処分船橋市西図書館	毎日新聞西北版
2002.04.13	船橋市立西図書館特定著者の本廃棄 市教委が調査	読売新聞京葉版
2002.04.15	(主張)船橋の図書廃棄 特定の著者をねらった愚行	産経新聞
2002.04.16	船橋市西図書館特定著書廃棄 疑いさらに拡大 不自然な対応に教育長が疑問符	産経新聞
2002.04.16	船橋市西図書館大量廃棄、全リスト判明 保守系集中くっきり 購入わずか5ヶ月の本も「思想的に偏向」つくる会抗議	産経新聞
2002.04.19	「談話室」図書館の蔵書私も偏り実感	産経新聞
2002.04.19	市教委全員「おかしい」船橋市西図書館特定著者廃棄「公平であるべき」	産経新聞千葉版
2002.04.21	船橋市西図書館大量廃棄 抗議集会に市民80人	産経新聞
2002.04.22	全容解明どこまで 船橋市西図書館大量廃棄 西部氏の著書2日で44冊も「事故」で捨てられる?	産経新聞千葉版
2002.04.23	石井竜生【アピール】船橋市西図書館の偏向廃棄に厳罰を	産経新聞
2002.05.06	船橋市西図書館 実用書7日で除籍 不適切認める 寄贈本も入力ミス	産経新聞千葉版
2002.05.10	船橋市西図書館大量廃棄、西部氏らの著書市教委、再購入へ	産経新聞
2002.05.11	基準にはずれ特定著者の本107冊廃棄 船橋市立図書館	朝日新聞
2002.05.11	船橋市西図書館の著書大量廃棄 司書の単独行為 市教委調査結果 館長ら処分へ	産経新聞
2002.05.11	特定著者の本107冊を廃棄 船橋の西図書館	東京新聞千葉中央版
2002.05.11	館長決済前に廃棄 船橋西図書館特定著者書籍 関係者4人処分へ	千葉日報
2002.05.11	107冊正当理由なく廃棄 船橋市立西図書館の蔵書処分問題関係職員が再購入で弁償	読売新聞京葉版
2002.05.11	船橋市西図書館 大量廃棄「女性司書の独断」市が調査報告 明確な理由なし	産経新聞千葉版
2002.05.14	特定著者の著書大量廃棄—船橋市西図書館 公共の財産 理由不明のまま廃棄 甘すぎたチェック体制	千葉日報県西版
2002.05.17	関係者の本の廃棄「つくる会」再抗議書	読売新聞京葉版
2002.05.17	「つくる会」が船橋市に再抗議 西図書館大量廃棄で	産経新聞千葉版
2002.05.19	船橋西図書館特定著者廃棄「趣旨に反する行為」 40人参加し「考える会」	産経新聞千葉版
2002.05.23	「信頼損ねて遺憾」船橋西図書館特定著書廃棄 藤代市長が陳謝	産経新聞千葉版
2002.06.10	なぜ図書は大量廃棄されたのか	産経新聞
2003.09.10	図書館の本廃棄 賠償請求認めず「つくる会」敗訴	東京新聞
2003.09.10	東京地裁、藤岡氏らの請求棄却 船橋の図書館の蔵書焼却	朝日新聞
2003.09.10	「公務員精神が欠如」船橋西図書館の“焚書”	産経新聞
2004.03.03	<図書館>著書廃棄巡る訴訟で著者側敗訴 東京高裁	毎日新聞
2004.03.03	「つくる会」2審も敗訴	日刊スポーツ
2004.04.19	図書館蔵書廃棄最高裁が弁論へ「つくる会」の訴訟で	日本経済新聞
2004.04.19	「つくる会」の敗訴見直しへ	産経新聞
2005.04.29	船橋西図書館・焚書事件 最高裁で逆転勝訴の可能性が見えてきた(二)	西尾幹二のインターネット日録
2005.07.14	著作者の利益侵害 最高裁が逆転判決	読売新聞夕刊
2005.07.14	蔵書独断廃棄は不当	朝日新聞夕刊
2005.07.14	独断で蔵書廃棄違法	日本経済新聞
2005.07.14	本廃棄、著者の利益侵害	東京新聞
2005.07.14	図書館の公益性重視	読売新聞
2005.07.14	著作者の利益侵害	毎日新聞夕刊
2005.07.15	著作者の利益侵害	産経新聞

沢辺● 百万回バリケードを築いたって国家権力が倒れるわけではないし、ベトナム人民と連帯できるわけでもなかった……。**東條●** おもしろいからやるだけ。でも除籍はおもしろくないでしょ。**小形●** 基本的に図書館員は、自分の政治信条みたいなものと職業意識を混同させませんよ。**手嶋●** そうですよ。それをやっちゃったらおしまいだと思う。**小形●** かつ、この人はそういう意味では図書館員としてベテランなのに、なぜそういうことになったかということ自体が謎です。

自分の関心や信条より、職業倫理が優先するはず

沢辺● 自分の政治信条と職業意識を基本的に混同はしないということなんだけど、右翼の人たちは、そういうことを混同するようなイデオロギッシュな左翼がいっぱいいるということを前提に話しているわけです。ぼく自身は、ゴリゴリの左翼な

んで図書館にもそんなにいっぱいいないと思ってる。右翼的な信条の人よりも左翼的な信条の人のほうが多いかなとは思ってるけど。現に図書館運動というレベルで言えば、昔は民間研のことを共産党支持外郭大衆団体のことを共産党支持外郭大衆団体が縁は薄くて、民青や平和委員会ほどじゃないけど、そうした大衆運動の団体だというふうに認識をしていたわけ。今は違っているみたいだけど。でも右翼のそういうった団体でないでしょ？ これは右翼人口、左翼人口の全体の違いということももちろんあるけれど、現に左翼的信条を持っている人のほうがたぶん多いでしょう。こちらにいるみなさんも、今とはかくとしても、図書館に勤め始めた頃は左翼的信条だっただと思う。そういう人たちも図書館現場で現実にいるいる知ってるでしょう？ それは共産党的な人も知っているだろうし、社会党的な人も知っているし、新左翼的な人も知っているだろうと思うんですよ。

で、そういう人が自分の政治信条で露骨なやり方をするのを現場で見たことはありますか？あるいは感じたことありますか？**真々田●** ないな。**東條●** ないよ。用心するもん、むしろ。**沢辺●** 用心って例えばどういうこと？**東條●** こちらを三つ入れたら、あちらを二つくらい入れておいたほうがいいかなみたいな。昔で言えば、解放同盟と全解連(全国部落解放運動連合会)の本を同じぐらい入れておく。バランス感覚です。**沢辺●** 三対二で解放同盟のほうがいいなと思ったら、三対二で三を解放同盟にするとかはやる？**東條●** 解放同盟のほうが出版点数が多いから仕方がないじゃない。**小形●** あと利用度によって考えますね。**東條●** あるよね。**小形●** 読む人の数が七対三だったり、蔵書構成的に五対五ではなくて七対三ぐらいにはする。

堀 ● それは意図の判別じやなくて、必ずそうする。

沢辺 ● でもそのときに意図がある人もいるでしょ。例えば、真々田さんは埼玉県立図書館にいたときに、埼玉だったということもあって狭山事件の展示をやったでしょ？ その時には、解放同盟系の本ばかりにしないで、同和会とかも含めて目配りしたの？

真々田 ● 狭山事件だから解放同盟系の発行物ばかりだよ。全解連系などの狭山事件に関しての資料というのはほとんどないから。だからそういう問題は起きない。

沢辺 ● なるほどね。じゃ、部落問題全般の全解連系のものというのも当時入っていた？

真々田 ● ありますよ。
沢辺 ● 同和会はますます文献がないか。

真々田 ● 少ないけれども入っているよね。研究者などにしてみれば入ってないと困るでしょう。

沢辺 ● そのへんはやはり左翼的イデオロギーに染まっていた當事の真々田さんとしても、踏み

日時	内容	掲載紙・誌／著者
2005.07.15	多様な言論支える判決だ「主張」	産経新聞
2005.07.15	自由の番人でいる重き「社説」	朝日新聞
声明等		
2002.05.22	船橋市西図書館の蔵書除籍問題について(中間報告)	図書館の自由に関する調査委員会 関東地区小委員会
2002.05.28	船橋市西図書館蔵書廃棄問題について(見解)	図書館問題研究会常任委員会
2002.06.05	船橋市西図書館蔵書廃棄問題について(見解)	日本図書館協会
2002.07.09	船橋市西図書館蔵書廃棄問題に関するアピール	図書館問題研究会第49回全国大会
2002.08.25	船橋市西図書館蔵書廃棄問題に関する調査報告	日本図書館協会 図書館の自由委員会

雑誌記事・論文		
2002.05	朝日新聞読者だけが知らされない船橋市西図書館「焚書事件」の犯人像	SAPIC 5月22日号P96●井沢元彦
2002.05	保守言論人の著作大量廃棄事件が示す図書館の偏向実態	正論14年6月号P137-144●石井竜生
2002.05	船橋市西図書館が捨てた書籍一八七冊全リスト	正論14年6月号P145-149
2002.05	焚書抗儒が始まった	正論14年6月号P38-39●八木秀次
2002.07	船橋西図書館で右派文化人の著書大量廃棄騒動	創2002年7月号P88-95●長岡義幸
2002.07	「船橋市西図書館蔵書除籍」問題について	図書館の自由 37号●日本図書館協会 図書館の自由委員会
2002.07	船橋市西図書館蔵書廃棄問題について	図書館雑誌2002年7月号P445-446
2002.09	船橋市西図書館の蔵書廃棄問題に関する調査報告(続)	図書館の自由 38号●日本図書館協会 図書館の自由委員会
2002.11	第3分科会報告 図書館の自由	みんなの図書館2002年11月号P42
2003.01	船橋市西図書館蔵書廃棄事件を考える	みんなの図書館2003年1月号P24-39●西河内靖泰
2003.04	事実誤認と組織運営に対する認識の欠如―西河内レポートに対して―(ひろば)	みんなの図書館2003年4月号P83-84●福田誠
2003.05	福田誠さんからのご指摘について	みんなの図書館2003年5月号P76-77●西河内靖泰
2003.07	改めて船橋市西図書館蔵書廃棄問題を思う(こらも図書館の自由)	図書館雑誌2003年7月号P431●三苫正勝
2003.10	船橋市西図書館の蔵書廃棄問題裁判 東京地裁、被告職員のみ単独行為と認定、原告請求を棄却	図書館雑誌2003年10月号
2004.01	船橋市西図書館焚書事件一審判決と「はぐらかし」の病理	正論16年1月号P292-303●西尾幹二
2004.04	[資料]船橋市西図書館蔵書廃棄問題裁判第一審判決	みんなの図書館2004年4月号P39-50
2004.05	図書館の自由に関する事例 船橋市西図書館蔵書廃棄問題について控訴審判決	図書館の自由 44号

判決		
2003.09.09	船橋市西図書館蔵書廃棄問題裁判第一審判決	東京地方裁判所
2004.03.03	船橋市西図書館蔵書廃棄問題裁判東京高裁判決	東京高等裁判所
2005.07.14	船橋市西図書館蔵書廃棄問題裁判最高裁判決	最高裁判所

外してないぞという感じはあるわけ？

真々田 ● それはやららないよね。

沢辺 ● 右翼の人たちが言っているほどのことは、実際そんなやってないよという実感はやはり皆さんある？

真々田 ● 学校図書館なんかは別だけど、公共図書館の場合は常に開かれているじゃないですか。
沢辺 ● 利用者に見えちゃうよね。

真々田 ● そう。だからどういうクレームがくるかということに対しては、かなり気をつかいますよ。例えばこの本を入れたことに対して、クレームがついたらどう答えようかということを考えてしまう本つてあるよね。

沢辺 ● ではこういうこと？ 解放同盟系の本を入れたければ入

解連だとか同和会とか、そういうのもちゃんと揃える。イヤミな言い方をすれば、解放同盟の本を入れるために、ほかも揃えておいて、苦情に対して防衛しておく。

真々田 ● 悪く言えば、自己保身ね。

東條 ● そのぐらいいの目配りはす

るでしょう。

手嶋 ● それはもう常識です。

沢辺 ● ぼくはこの編集委員の正確な「出自」は知らないけど、旧新左翼とか、旧社会党とか、どちらかというところと非共産党系の人のほうが多いと思うんだけど、共産党の図書館員ってどうなの。やはり共産党の図書館員もそういう目配りはあるという感じ？

ぼくはある意味では共産党に偏見を持っていて、ちよつと露骨になりうる可能性があるんじゃないかって想像しちゃうんだけど。

小形 ● でもやはり職業倫理のほうが上にくると思うよね。

手嶋 ● そうですよ。

沢辺 ● 実例としても、共産党で悪質な職員って見たことないって感じ？

小形 ● うん。

手嶋 ● 私の周りには共産党はいないんですよ。かつてはいたけど。幸か不幸か(笑)。

沢辺 ● えー、本当？ 堀さんの周りなんかいるんじゃない？

堀 ● シンバかなぐぐらいには思っていた人を昔は知っていた

資料04●最高裁判所・判決文

平成17年07月14日 第一小法廷判決 平成16年（受）第930号 損害賠償請求事件

要旨：
公立図書館の職員が閲覧に供されている図書 の廃棄について不公正な取扱いをした行為が当該図書 の著作者の人格的利益を侵害するものとして国家賠償法上違法となるとされた事例

内容：
件名 損害賠償請求事件（最高裁判所 平成16年（受）第930号 平成17年07月14日 第一小法廷判決 破棄差戻し） 原審 東京高等裁判所（平成15年（ネ）第5110号）

主文
原判決のうち被上告人に関する部分を破棄する。 前項の部分につき、本件を東京高等裁判所に差し戻す。

理由
上告代理人内田智ほかの上告受理申立て理由について <ol style="list-style-type: none">原審の確定した事実関係の概要等は、次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none">上告人A会（以下「上告人A会」という。）は、平成9年1月30日開催の設立総会を経て設立された権利能力なき社団であり、「新しい歴史・公民教科書およびその他の教科書の作成を企画・提案し、それらを児童・生徒の手に渡すことを目的とする」団体である。その余の上告人らは、上告人A会の役員又は賛同者である（ただし、上告人Bは、上告人A会の理事であった第1審原告Cの訴訟承継人である。以下、「上告人ら」というときは、上告人Bを除き、第1審原告Cを含むことがある。）。

（2）被上告人は、船橋市図書館条例（昭和56年船橋市条例第22号）に基づき、船橋市中央図書館、船橋市東図書館、船橋市西図書館及び船橋市北図書館を設置し、その図書館資料の除籍基準として、船橋市図書館資料除籍基準（以下「本件除籍基準」という。）を定めていた。

本件除籍基準には、「除籍対象資料」として、「(1) 蔵書点検の結果、所在が不明となったもので、3年経過してもなお不明のもの。(2) 貸出資料のうち督促等の努力にもかかわらず、3年以上回収不能のもの。(3) 利用者が汚損・破損・紛失した資料で弁償の対象となったもの。(4) 不可抗力の災害・事故により失われたもの。(5) 汚損・破損が著しく、補修が不可能なもの。(6) 内容が古くなり、資料的価値のなくなったもの。(7) 利用が低下し、今後も利用される見込みがなく、資料的価値のなくなったもの。(8) 新版・改訂版の出版により、代替が必要なもの。(9) 雑誌は、図書館の定めた保存年限を経過したのもも除籍の対象とする。」と定められていた。

（3）平成13年8月10日から同月26日にかけて、当時船橋市西図書館に司書として勤務していた職員（以下「本件司書」という。）が、上告人A会やこれに賛同する者等及びその著書に対する否定的評価と反感から、その独断で、同図書館の蔵書のうち上告人らの執筆又は編集に係る書籍を含む合計107冊（この中には上告人A会の賛同者以外の著書も含まれている。）を、他の職員に指示して手元に集めた上、本件除籍基準に定められた「除籍対象資料」に該当しないにもかかわらず、コンピューターの蔵書リストから除籍する処理をして廃棄した（以下、これを「本件廃棄」という。）。

本件廃棄に係る図書の編著者別の冊数は、第1審判決別紙2「関連図書蔵書・除籍数一覧表」のとおりであり、このうち上告人らの執筆又は編集に係る書籍の内訳は、第1審判決別紙1「除籍図書目録」（ただし、番号20、21、24、26を除く。）のとおりである。

（4）本件廃棄から約8か月後の平成14年4月12日付け産経新聞（全国版）において、平成13年8月ころ、船橋市西図書館に収蔵されていたDの著書44冊のうち43冊、Eの著書58冊のうち25冊が廃棄処分されていたなどと報道され、これをきっかけとして本件廃棄が発覚した。

（5）本件司書は、平成14年5月10日、船橋市教育委員会委員長にあてて、本件廃棄は自分がした旨の上申書を提出し、同委員会は、同月29日、本件司書に対し6か月間減給10分の1とする懲戒処分を行った。

（6）本件廃棄の対象となった図書のうち103冊は、同年7月4日までに本件司書を含む船橋市教育委員会生涯学習部の職員5名からの寄付という形で再び船橋市西図書館に収蔵された。残り4冊については、入手困難であったため、上記5名が、同一著者の執筆した書籍を代替図書として寄付し、同図書館に収蔵された。

2 本件は、上告人らが、本件廃棄によって著作者として的人格的利益等を侵害されて精神的苦痛を受けた旨主張

けれど、露骨なやり方をする人はいませんよ。それは図書館員になる動機が、やはり言論を保障するなかで地域社会を変えていこうという、けつこう啓蒙的な側面のほうが強いからじゃないでしょうか。大衆宣伝的に、信奉しているある言論をとにかく拾い集めて、それを表立たせて、という発想がないわけじゃないかもしれないけれど、この職業がそれだけで続くものではないし。

沢辺● 西尾幹二の本を次から次へと捨ててしまうような露骨なことをやりそうにはとも思えない

堀● ええ。自分の関心や信条があるにしても、活発な利用をしてもらうには、図書館の棚そのものが多面的で緊張感を持っていなければならないと思います。例えば社会問題の棚があったとして、その棚全体を充実させようとすればするほど、やはり多面的な棚をつくらざるをえないでしょう。すごく素朴に自分の信じている信条の本だけを入れて、ほかの本は全部無視したら多分客もつかない。僕も学生

の頃は新宿の模索舎や神田ウニタ、山下書店ものぞいたけど、ああいう左翼内部の棚ではダメです。社会問題のあるテーマについて熱心に広めようと思えば思うほど、むしろその棚はふくらんでいかなければいけない。

小形● この人は引き算をやってしまったんじゃないか。

東條● そうそう、引き算をやった。

小形● 長岡義幸さんの文章「注03」を読むと、もともと左翼系の本が少ない図書館だったらしい。右寄りの本が多くて、除籍されたような本のほうが非常に目立つ図書館だったというのがあったらしい。仮に、この人が他の図書館から異動してきて、蔵書を見たら非常に右翼系のも

のが目立っていて、ここは偏っていると思ったかもしれない。

そういう場合は、反対の立場のものをどんどん入れていくというのが、本来のバランスの取り方なんだけど、予算がなかったんだかなんだかそれはよくわからないけれど、バランスを取るためにこれを除籍してしまっ

たという仮説も考えられるかな。個人の信条ではなくて、職業倫理のほうでやったという仮説です。

堀● 今の話にちよつと補足を

と、これはやはり除籍の話の世界だから。いつも言うよう

図書館は足し算の世界 彼女は引き算をやってしまったのか

し、被上告人に対し、国家賠償法1条1項又は民法715条に基づき、慰謝料の支払を求めるものである。

3 原審は、上記事実関係の下で、次のとおり判断し、上告人らの請求を棄却すべきものとした。

著作者は、自らの著作物を図書館が購入することを法的に請求することができる地位にあるとは解されないし、その著作物が図書館に購入された場合でも、当該図書館に対し、これを閲覧に供する方法について、著作権又は著作人格権等の侵害を伴う場合は格別、それ以外には、法律上何らかの具体的な請求ができる地位に立つまでの関係には至らないと解される。したがって、被上告人の図書館に収蔵され閲覧に供されている書籍の著作者は、被上告人に対し、その著作物が図書館に収蔵され閲覧に供されることにつき、何ら法的な権利利益を有するものではない。そうすると、本件廃棄によって上告人らの権利利益が侵害されたことを前提とする上告人らの主張は、採用することができない。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 図書館は、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」であり（図書館法2条1項）、「社会教育のための機関」であって（社会教育法9条1項）、国及び地方公共団体が国民の文化的教養を高め得るような環境を醸成するための施設として位置付けられている（同法3条1項、教育基本法7条2項参照）。公立図書館は、この目的を達成するために地方公共団体が設置した公の施設である（図書館法2条2項、地方自治法244条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律30条）。そして、図書館は、図書館奉仕（図書館サービス）のため、①図書館資料を収集して一般公衆の利用に供すること、②図書館資料の分類排列を適切にし、その目録を整備することなどに努めなければならないものとされ（図書館法3条）、特に、公立図書館については、その設置及び運営上の望ましい基準が文部科学大臣によって定められ、教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示すものとされており（同法18条）、平成13年7月18日に文部科学大臣によって告示された「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（文部科学省告示第132号）は、公立図書館の設置者に対し、同基準に基づき、図書館奉仕（図書館サービス）の実施に努めなければならないものとしている。同基準によれば、公立図書館は、図書館資料の収集、提供等につき、①住民の学習活動等を適切に援助するため、住民の高度化・多様化する要求に十分に配慮すること、②広く住民の利用に供するため、情報処理機能の向上を図り、有効かつ迅速なサービスを行うことができる体制を整えるよう努めること、③住民の要求に応えるため、新刊図書及び雑誌の迅速な確保並びに他の図書館との連携・協力により図書館の機能を十分発揮できる種類及び量の資料の整備に努めることなどとされている。

公立図書館の上記のような役割、機能等に照らせば、公立図書館は、住民に対して思想、意見その他の種々の情報を含む図書館資料を提供してその教養を高めること等を目的とする公的な場ということができる。そして、公立図書館の図書館職員は、公立図書館が上記のような役割を果たせるように、独断的な評価や個人的な好みにとらわれないこと、公正に図書館資料を取り扱うべき職務上の義務を負うものというべきであり、閲覧に供されている図書について、独断的な評価や個人的な好みによってこれを廃棄することは、図書館職員としての基本的な職務上の義務に反するものといわなければならない。

(2) 他方、公立図書館が、上記のとおり、住民に図書館資料を提供するための公的な場であるということは、そこで閲覧に供された図書の著作者にとって、その思想、意見等を公衆に伝達する公的な場でもあるということができる。したがって、公立図書館の図書館職員が閲覧に供されている図書を著作者の思想や信条を理由とするなど不公正な取扱いによって廃棄することは、当該著作者が著作物によってその思想、意見等を公衆に伝達する利益を不当に損なうものといわなければならない。そして、著作者の思想の自由、表現の自由が憲法により保障された基本的人権であることにもかんがみると、公立図書館において、その著作物が閲覧に供されている著作者が有する上記利益は、法的保護に値する人格的利益であると解するのが相当であり、公立図書館の図書館職員である公務員が、図書の廃棄について、基本的な職務上の義務に反し、著作者又は著作物に対する独断的な評価や個人的な好みによって不公正な取扱いをしたときは、当該図書の著作者の上記人格的利益を侵害するものとして国家賠償法上違法となるというべきである。

(3) 前記事実関係によれば、本件廃棄は、公立図書館である船橋市西図書館の本件司書が、上告人A会やその賛同者等及びその著書に対する否定的評価と反感から行ったものであるから、上告人らは、本件廃棄により、上記人格的利益を違法に侵害されたものというべきである。

5 したがって、これと異なる見解に立つて、上告人らの被上告人に対する請求を棄却すべきものとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は、上記の趣旨をいうものとして理由があり、原判決のうち被上告人に関する部分は破棄を免れない。そして、本件については、更に審理を尽くさせる必要があるから、上記部分につき本件を原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 横尾和子 裁判官 甲斐中辰夫 裁判官 泉 治 裁判官 島田仁郎 裁判官 才口千晴)

[出典:最高裁判所ホームページ(<http://courtdomino2.courts.go.jp/home.nsf>)より]

なんですよね。改めてこれだけ除籍されたんだということを見ると、決して入り口のところがから右翼的な本をせぼめていたような図書館ではない。「新しい歴史教科書をつくる会」の反対の立場の人たちの本がどれぐらい入っていたのかわからないけれども、少なくとも除籍されるほどに右派の本が蔵書にあったんだというのが前提だろうという気はします。

沢辺● その引き算をやっちゃったという説だとしたら、とりあえずつじつまは合わない？

もともと船橋市西図書館は右翼的な本ばかりが目立って多く、それに対して彼女は当初、プラスの取り組みをしようとしたんだけれども、実現できなかった。あるいは上司を説得できなくて、実現できなくて、プラスをやろうとしたんだけどマイナスしか道が残らなくてマイナスをやっちゃった。そうしたらバレた。同僚がペラペラしゃべっているじゃない？ ふつうは仲間を守るためにそう簡単に悪口いわないんじゃないの？という疑問があったけど……。

東條● でも彼女は選書権があったのかな？ そのへんがちょっとわからないよね。ふつう、公共図書館で選書するときに中央図書館でやるんですか？ それとも各分館で何人か出てきて選書するの？

手嶋● 町田の場合は各館の代表が集って選書会議を行って、いま対して左翼的な蔵書構成にうといったときに、選書権があるポジションというかポストに就いてないと実現させるのはむずかしいでしょうね。例えば彼女は児童サービスのベテランだから児童書に関しては権限はあったとしても、そうじゃない一般書、あるいは文学芸芸に対して権限を持っていないということも十分考えられますね。これも想像ですけど。そういうときにさっきの引き算の論理というか、要するに足し算ができないときは引き算しかないというふうになってしまったということとはありえない話ではないなという感じですよ。

堀● もうひとつ時間の問題もありますよね。一定程度ですでに

ある蔵書構成がつけられている状態を変えようとした場合、発行年度の古い本をわざわざ購入して足し算をするみたいなことをしないんだったら、今からできることは引いてバランスをとるしかない。

沢辺● なるほど。やはり新刊を買うのが多いからね。でも新刊で対抗したらいびつになるものね。

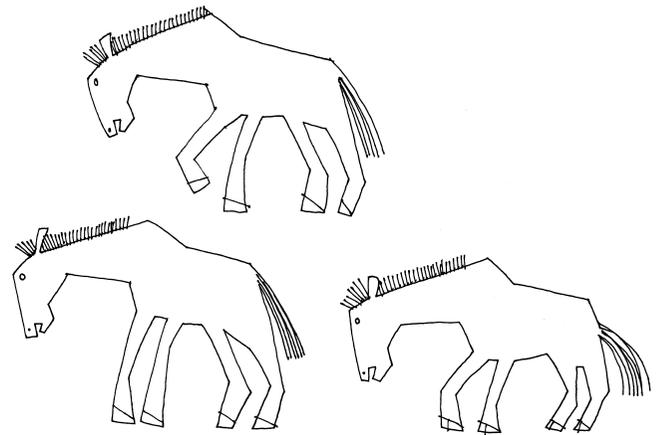
手嶋● それをやったらもろに目立ってしまいますよね。

誰か、あるいは何かをかばっていた、ということとは？

沢辺● 真々田さんは、彼女と同じ職場で働いていた人に話を聞いたんですよ？

真々田● 同じ市の図書館に働いていた人です。その人に聞いてみると、本人もその廃棄したものが全部自分がやったものかどうかはつきりしてないと言っているらしいんですよ。

沢辺● 廃棄した人は自分が廃棄の最終的手続きをしたというシルシは残さないの？



小形●うちのシステムだと作業をした人が分かるようになってきます。

手嶋●残るんだ。

小形●パスワードは必要ですけど。

堀●ああ、そうかそうか。

手嶋●町田はまだそこまでいってません。

小形●確信犯ではないという前提にすると、今までのことがくつがえってしまう話になってしまいますね。

手嶋●本当にそうですよね。

堀●確信犯であるのが動機的には少しあいまいさを持つところが、彼女が本当に実際に手を下したのかというところがぶれてしまうと、議論が違ってきてしまうということですよ。

沢辺●そうすると東條さんが言っていた誰かをかばっている説。

堀●誰かというのは個人ではなくて、その組織のあり方をかばってとりあえず私が代表になって、というようなことを含めてですね。

沢辺●東條さんがさつき、非常勤で立場が弱い人がわけもわか

らずやって、それをかばっていたのでは？と言ったよね。

小形●その図書館においては非常勤にそういう権限があったんでしょか？ 集めてまた除籍をするだけのね。これができるのはふつうの図書館だって相当立場が高くないとできないでしょう？

手嶋●うちは実際に除籍する作業は非常勤だってやりますよ。除籍すること自体は。

小形●作業自体はね。

手嶋●指示は常勤職員がする。

沢辺●指示というのはあの本とあの本というふうに表示するわけ？ それとも……。

小形●この作者のものを全部集めて除籍しろということはいえ

東條●そのなかに除籍したい本をボコボコと入れてしまうことはできる？

手嶋●そういうふうにやってしまえばわからない。

沢辺●この棚から二〇〇三〇冊除籍してっていう指示の出し方は？

堀●相当ずさんな指示ね。

真々田●そういう指示はしない

いよね。

沢辺●誰かが開架から盗んでしまった、というのは？ さつきが一番いい手は盗む手だよという話が出たけど。

小形●もしそうだとしたら、除籍理由に「亡失」と入れると思う。

東條●一八七冊のうち八〇冊ぐらいいはそういう理由があるんですよ。一〇七冊はそうではない。

沢辺●なるほど。

堀●ましてや亡失というか盗られたんだとしたら、図書館も被害者である。それはたたかれることではないですよ。

沢辺●図書館はたたかれない。だけど「誰が盗んだんだ？ 利用者で図書館の本を盗んでまで右翼的なものを排除しようとする確信的なアカがいた。共産主義、左翼がいた」というようにそいつを追及される。

堀●そういうことですよ。

東條●ぼくが気になるのは、第一審判決にある「これに反する被告Aの主張は採用しない」と

な。

手嶋●例外もありますけれど、開架からいきなり除籍というのはないんですよ。よほど汚れているとかでない限り。

真々田●ふつうやらないよね。

小形●だいたい開架へ移しますね。だから意図というか、確信がないとこの除籍というのは行われないとふつうは思いますよね。

沢辺●凡ミスではない？

小形●凡ミスの可能性はないと思う。やはり何かをかばっているんじゃないだろうか？

この事件はこの図書館だけの問題ではなくて、右か左かというそういう政治的な話になりかねない話でしょ。それを防ぐとした可能性も考えられるんじゃないだろうか。本当は確信があつてやったのかもしれないけど、それを言うところの確信自体を今度たたかかれて政治論争になってしまふ。本当はそのほうがいいのかもしれないけど。

そうするとそのかばう対象は誰か個人といったそういう小さいものではなくて、もつと図書館そのもののあり方とか、そう

いうところなんです。つまり裁判所は、原告の主張は棄却したけれども、被告の司書の言い分は認めていない。ま、言い分と言つても判決文によると「自分が本件除籍等をしたか否か記憶がない」というようなあいまいなものなんですけど。とにかく、公には、彼女が、「周到な準備をした上で計画的に実行」した行為であるということが認定されたという事実。これに対して、彼女は、裁判では反訴できないんです。なぜかと言うと、訴えるに足る利益がないから。逆に言うと、原告者との関係では損害賠償をしなくてもよいのだから、不利益を被っていないということになる。とすれば、事実かどうかは別にして、公には彼女は確信犯になってしまったということですよ。まさに西尾幹二さんが『正論』（二〇〇四年一月号）で述べている「実において勝訴」そのものなんです。今後、最高裁でどうなるかわからないけれど、とりあえず彼女が独断で廃棄したという、ぼくらにとつてはカッコ付きなだけ

「事実」は残るんです。そ

いったものをかばっている可能性もあるのかと思う。

真々田●それもあつかもしいれないけど、確信を持ってやったとしたら、その人は免職の可能性だって考えるでしょう。

沢辺●直接のクビになる問題も……。

真々田●あると思う。

手嶋●少なくとも信用失墜行為とか、本当に辞めさせようと思えばいろいろ引っかけられますよ。十分理由になる。

真々田●やはり確信を持ってそれをやったら、これは大きな問題ですよ。だからそれをあいまいにぼかすというのはわかる。つまり役所的な保身ですよ。

小形●それはあるね。

手嶋●よくわかる。

沢辺●調査報告によると、イライラして万引きしてしまったみたいなの弁明に読めたんだけど。もちろんそういうふうには書いてないけど、そういうことをにおわせているかのよう……。

真々田●本人が本当にやったのか、事故か、濡れ衣かしかないでしょう。現実に廃棄はされてるんだから。その三通りしか

れともう一つ。「つくる会」に反対するグループなり、人たからいわゆる圧力なり、抗議があったのかどうか、図書館にはなく、彼女個人に対して。で、彼女は、圧力に屈した、のではなく、むしろ共感して、やってしまったとか……。

沢辺● ではとりあえず事実関係と、それをめぐる疑問について、あと何かいっておくことはありますか？ 女性司書の同僚の話では、あくまで本当に動機とかがわからないんだよというようなニュアンスだったよということですよ？

東條● 動機じゃない。

沢辺● 動機も、実際誰がやったのかとかということも含めてわからない？

真々田● ぼくが聞いた人も非常に言いにくそうだったからはっきりはわからないんですが、その人が本人と直接、話をして聞いたところによると、本人が実際廃棄しているらしい。ただ自分がやったのではないのも入っているみたいなのニュアンスで言っていました。

沢辺● ああ、そうか。

共産党であろうと旧社会党系であろうと、今回の事件は、ちよつとそこまでは考えられないよというのが正直な本音ですか？

真々田● 例えば自分の主義主張に近いからこの本をいっぱい買いたいと思つたって、図書館は外に開かれているわけだから現実的にそんなことは絶対に許されないんです。そんなことすればクレームがきますから。だから現実的にふつうの図書館員、ふつうという言い方はおかしいけど、ぼくだつたら考えない。

沢辺● 例えば新聞コーナーに行くとか、『前進』と『解放』だけがあつて朝毎読がないなんて……。

真々田● ありえない(笑)。

沢辺● 『赤旗』ってどうなの？

小形● うちも置いてある。

手嶋● うちも入ってる。

小形● 『公明新聞』もある。

手嶋● 日曜版も全部入ってる。沢辺● 『赤旗』『公明新聞』ぐらゐまではセーフで、さすがにこの時期『前進』入れるところはや手嶋● ないよな。

小形● ただそれは偏っているからというよう話じゃなくて、

真々田● それは公式なものに出てくるわけじゃないから何とも言えないけど、それを聞くかぎりにおいては彼女が関わっていることは間違いないようです。

堀● 全部ではないまでもね。

ふつうは組織として チェックが入るのが 当然

沢辺● さて、あらためて、この事件の評価をいったんしておきませんか。

真々田● とにかく廃棄もそうだけと選定のときにも、やはりバランスということを考えますよね。私なんか一人で仕事をしているから余計そうなんです。ほかに責任を持つていく場所がないわけだから、全部自分で責任を負わなきゃいけない。例えばさつきも言つたけども、自己保身という意味から言つたつてバランスは考える。積極的な意味では、やはり生徒にアピールする意味からも、バランスを考えていろいろな多様性を持たせるということとは当然やるわけです。この二つの側面から考えて

置かないのは利用が少ないからです。すごくキャパシティの大きい図書館だつたら置いてあつても全然不思議ではない。

手嶋● 町田の中央図書館では、

今は入れていないけど『人民日報』はとつていましたからね。

沢辺● 『人民日報』つて中国共産党の機関紙だね？

小形● うちはまだにとつていませんよ。

東條● 特に共産党系は七〇年代から八〇年代にかけて解放同盟の糾弾もあつたりして、いじめられてる。いじめられるとか……。

沢辺● ターゲットにされている。東條● そうそう。それで解放同盟は図書館に対して、この本は入れるなとかいう要するにチェックした時期があつた。または図書館が過剰反応したとか。それに対して共産党系は絶対そうじゃないんだよというふうにキャンペーンをはつてい

わけよ。創価学会もそうですよね。

沢辺● 藤原弘達の『創価学会を斬る』(日新報道、一九六九年)への創価学会の「焚書」的なキャ

も違和感を感じるね。

沢辺● 違和感を覚えただうえではりませう？ この結果は。

真々田● うん。基本的にやはりやつてはいけないことだと思ひます。仮に主義主張を持つているとすれば、自分が逆の立場になることだつてあるわけじゃない？ それを考えれば当然それはバランスというものを考えてやつていかなかったらどうしようもない。

沢辺● でもバランスを考えない主義主張の人はやはりいると思うけど、ぼくは。

手嶋● それはむしろ宗教関係だね。

小形● 宗教は難しいね。

手嶋● 卑劣なやり方をするところもありませう。まず寄贈をして、とにかく入れさせようとする。反対に反創価学会の本がいつのまにかなくなつているか、そういうことはあります。でも政治的な主義主張のところでは、気がついたことはないですね。

沢辺● 繰り返します、図書館員だつたら新左翼系であろうと、中核、革マルであろうと、

ンペンにも、力を入れて反撃してはたせだよね。

東條● 以前はそういうことがありました。今はありませんが。そのときの経験を一応踏まえているから今さら何回も言うようにマイナス思考でやるというのは、ふつうの図書館員だつたらやらないですよ。

沢辺● そうしたことを知つてい

る年代の人はすだよ。

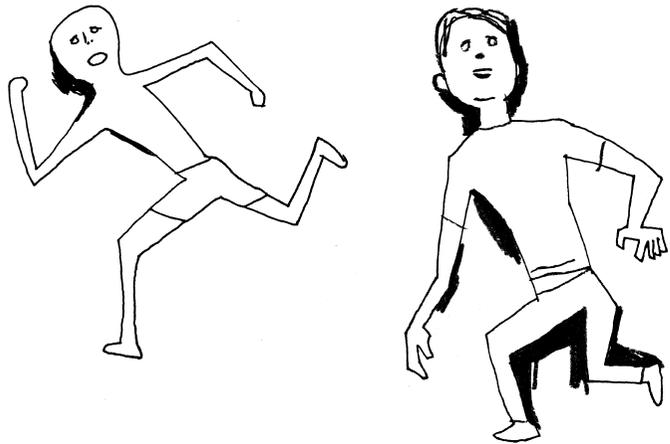
手嶋● だつてその年代の人以降はそういう発想がないじゃない。

東條● そうそう、そういう発想がない。今議論をやつてい

る人は左翼や右翼とかいう分け方自体がないんだよ。

堀● ないない。

沢辺● だけど少数だろうけど、例えば渋谷のサウンドデモとかをやる二〇代の若者がいるわけですよ。おじさんの発言になつてしまふかもしれないけど、やはり『解放』だけではまずいとかいう積み上げをしてきてない分、ある意味ではピュアというか、ある意味ではまぬけに、こういうことをやつても不思議のないような気もする。こ



それは想像ですけど。

小形 ● だから宗教とかに入ってしまうんです。

堀 ● そうそう。

小形 ● こつちから見ると、あやふやな、なんでそういうのに引つかかるのという……。だから、今は政治ではなくて宗教なんですよ。

堀 ● ごく若い、あまり図書館経歴のないういいういしい人が、そのままの純粹さで自分の信条のものをもぐらせて入れるとかいうことはあるかもしれない気はします。「とりあえず『週刊新刊情報』で自分の好きな本に丸をつけて」とか、見計らい「注04」で「みんな好きな本をあげるよ」と言うと、わりとトンチンカンなものがポンとあがってきたりはするんです。だけどそこで、「なんでこれがいいのか言え」とか、「金もないのになんでこんな本を買うんだ？」という意見が必ず出る。そこで必ずフィルターがかかる。つまり、入れるか落とすかは、組織のフィルターを通すわけです。好きな本、気に入った本を入れたいというのは、ある面、選書の

偏っているんじゃないかと。

東條 ● 左翼系から。

小形 ● 本があることはけっこう非難されうと思う。ないことを非難するのはちよつと難しい、説明を求められることは少ないでしょう。

だけど「ある」ことについてはやはり説明を求められる。その「ある」ことについて実際の責任を持たなければならぬという点で非常に自粛してしまう傾向があつて、それがもし強くなっているんだとしたらとても怖いなと思う。ものが「ある」ことによっては非難を受けやすい。しかしあえてその批判を甘受しつつ、きちんと説明をしながらやはり「ある」という道を取るべきではないのか。それが私の感想です。

東條 ● それは西尾さんも言っているんだけど、公共図書館には『世界』はどこにもあるけど、『正論』とか『諸君』はあまりない。そんなことはないよね？ 『正論』も『諸君』もありますよね。

沢辺 ● これは調査してみないかわからないけど。実際みんな

第一歩だから、悪いことではない。しかし、それが実現することとは違うし、ましてや百何十冊が持続的な志を持つてそうなることは違うし、それが通つてしまうことも違う。

手嶋 ● 今、堀さんが言ったことは私もその通りだと思つています。組織としてきちんと見直すというか、チェック機能が働く。それがふつうだと思うんです。ところがみんなが善意というか、そういう前提で機能している限りはちゃんと機能するんだけど、ちよつと狂つてしまつて意図的に何かをやると思つたら、それは可能だと思つているんです。

沢辺 ● そこその知恵があれば実現できてしまうということだよな。

手嶋 ● 何が言いたいかというと、町田だつて、もし船橋市西図書館のような形で出てきたときに防ぎようがないというのが私の実感なんです。

沢辺 ● いまの手嶋さんの話は、今後の対策にからむ話ですね。これはあとで必ずやるので、まずは評価について終わらせてし

の感覚としてどう？ ぼくは『す・ぼん』を何年もやつてきて、皆さんは偏つた見方をする人たちだとは思つていないので聞きたいんだ。やはり西尾さんが言つている傾向はあるのかな。

堀 ● 西尾さんの観察はちよつと古いと思うんだけど、でもないわけではない。乱暴な言い方をすれば、右系の文化人の被害妄想だつたり、コンプレックスだつたりというところはないわけではないと思うんだけど、やはり図書館はリベラル左翼的な本が多いという傾向はあると思う。右系の言論人たちからおれらの言論が保障されている場ではないだろうと論難されるような基盤はないわけではなかっただろうなと思う。

手嶋 ● 出版点数の問題もあるんじゃないですか？

堀 ● それもある。

沢辺 ● ぼくもそれもあると思うんだ。出版業界のはじっこにいる感覚で言うところ、やはり『正論』とか『諸君』というのはちよつとグレードが低いというイメージがある。これはあくまでイ

まいましよう。

いまは『世界』よりも『諸君』の利用頻度が高い

小形 ● すごくショッキングな事件だと思つただけど、これは要するにあるものをなくしてしまつたということですよ。目立っているのではないか。例えばこれが逆で、除籍ではなく入れないという方向で進んでいった場合に、これほど目立つたかどうか。結果としては同じだと思うんだけど。たまたまそういうものは一切初めからなかったということだつたら、これほど目についたかどうかということにはわからない。

もともと右のものが多かった図書館で、それ自体が結構問題だと思つたんです。たぶんこの人もそれについて問題を感じていたのではないのか。これはさっきの話にちよつと戻るけど。場合によってはそのことをまた今度逆の立場の人から批判される可能性というのでも相当頭に入っていたのかな。お前のところは

堀 ● 出版業界そのものが、もと左翼連中がゴロゴロいる集まりだという感じはあるよね。

小形 ● でも、うちあたりの小さい館だと雑誌なんかは結局利用頻度で選んでいるから、いつのまにか『諸君』とかのほうが多くなつていく。

堀 ● そこはだいぶ変わつてきた気がするね。

沢辺 ● 最初が低かつたから、のしているというふう感じるのかもしれないけど。部数的には『世界』より『諸君』のほうが売れている感じがするね。

堀 ● 枝葉の話といえば枝葉の話なんだけど、やはり図書館にどちらかという受け入れられない右翼的文化人の人たちは被害感情を持つていられるうし、実際にあまり入つていなかったという傾向もあるだろう。それは選書する図書館人の偏見だつたりというところもあるかもしれない。だけどその背景にはやはり出版業界そのもののブランドイメージだつたり。

沢辺 ● 全体左翼だよな。

堀 ● だけどそれもまたちよつと変わつてきている。例えば今

話題になつてゐる時事問題系の言論のなかでの大衆右翼的な出版物というのは、結構多くなりましたよね。あともう一つはさつき小形さんが言ったけれども、読者の需要だけで雑誌を買えば、やはり『世界』はるくに借りられないけども、『正論』はそれなりに借りられる。だから乱暴にリクエストで雑誌を選べば『正論』に『世界』が置き換わつていく。そういう傾向性はある。

沢辺● そのときに抵抗した覚えのある人はいますか。リクエストはそうなんだけど、自分の職権で『世界』を続けてしまおうとやったことのある人はいますか。みなさん首を振っていますか……。

手嶋● 逆ですよ。むしろ、『諸君』のような雑誌も入れておくというバランス感覚が働く。

堀● 両方ありますね、それは。

沢辺● 両方というのは？

堀● もうちよつと個々のタイトルにこだわりを持って選びましょうということをやったこともあるけれども、そのこだわりは古いんじゃないのというふう

に言ったこともある。

小形● その辺はどうなんだろかね。例えば『相撲』と『大相撲』では何が違うのか。もうそういう次元の話になるんじゃないでしょうか。どつちかを入れるとしたらどつちかを落とすわけでしょう。それはほかの雑誌でも当てはまるかもしれない。『世界』か『諸君』ということと、『相撲』か『大相撲』かという選択は何か違いがあるのか。

堀● 複数の図書館があつても『世界』ばかり入れているのではやはりまずいだろうとかさ。それからこんなところで勝負してもしょうがないじゃないかとかね。

沢辺● 東條さんはやはりまずいと思う？

東條● まずいまずい。私が言いたいのは、基本的には図書館というのは、何度も言うように、プラスの世界、足し算の世界だから、引き算はまずいよ。

沢辺● 手嶋さんは？

手嶋● 最初この事件を知ったときに、ばかなことをするやつがいるなというふうに単純に思つたんですよ。その次は、日図協

とは、もし町田でそのような恣意的な除籍が出てきてしまつても防げないということ。防ぎようがないというか。

堀● 何をばかなというのが前提ですよ。ただこれが個人の思いだけではなくて仕事の結果としてそこまでいつてしまうのは、組織としてのフィルターがかからなくて、やはり組織の仕事み自身が問題だろうということですよ。それが一点です。それからやはり東條さんに言われてなんだけれども、そもそも『ず・ぼん』は富山問題を取り上げるけれども、この問題を取り上げようとしないうこと自身は鈍いんじゃないのか、まずいんじゃないかと言われれば、おっしゃるとおりということかな。ただ仮説の仮説でしかどうもなくて、目をつぶつて何かの像をなでているみたいな感じは否めないのが今の実態ですけどね。

『ず・ぼん』でなぜ

この問題をすぐに取り上げなかったのか

沢辺● では、ともかく悪かつた

と、とんでもない事件だという上に立つて、今、手嶋さんや堀さんから出た『ず・ぼん』で取り上げなかったという話と、最後に手嶋さんが言つた、どうやって防御するかという二点について話をしておしまいにしようか。

最初のなぜ『ず・ぼん』で取り上げなかったかという点、現場が混乱する気持ちもわかるよね、と思つてしまう。自分が歳をとつたのかなと思う。

真々田● 自分の腰も重くなつてい

たけど、図書館界総体がもう鈍くなつてしまつていて。パワーがなくなつてきてしまつていて。もつと言つてしまえば、どうでもいいという感じをおれは受けてしまふんだよね。

沢辺● ああ、そうね。

真々田● もう二、三年で退職していく身だから、将来に責任持てる人間じゃないけれども、本当にそれでいいのかしらという感じは残るよね、どうしても。

の調査というのが全然わけがわからなかった。あの報告を読んでも、何を調査してるのかと。ただ本人が自分がやつたことをちゃんと認めない限り、なかなか真相は明らかにならないのも確かだよねというふうに思つたんです。それで、これが私がやはり鈍いところなのかもしれないけど、富山問題みたいに、じゃあそれを掘り下げてちゃんとやるうなんていうふうに思わなかつたんですよ、正直言つて。そのあと東條さんが、やはり『ず・ぼん』で取り上げなければおかしいんじゃないのと言つたんだっけ？

沢辺● たぶん東條さんが一番はじめだつた……。

手嶋● 私のなかでは、これはまずいなという思いはあつたけど、それを『ず・ぼん』で取り上げなければという思考が働かなかつたというのは、やはり今にして思えばまずかつたなという反省はあります。なぜそう思わなかつたかと言うと、特殊な人が起こした事件、あり得ない世界というふうに思つてしまつたんですよ。その後考えたこ

翼に会い行くのかどうか「注05」。たぶんそのエネルギーはない感じがするよね。いいよ、めんどくさいっていうような、どこかそういう感じもあるな、確かに。

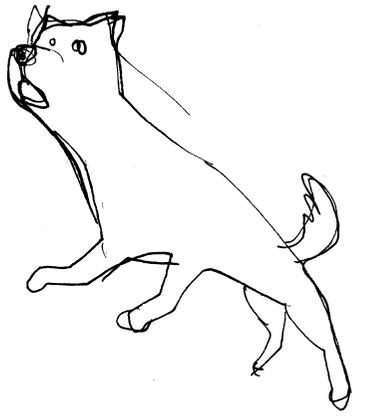
真々田● 公共図書館を中心にした図書館界総体にそういう熱が感じられないんだよね。だからこちらからボールを投げかけようという気にもならなくなつてしまふというか、そういうイメージをどうしても持つてしまふ。

手嶋● でも富山のときだつて多かれ少なかれありましたよね。そもそも『ず・ぼん』の発刊のときに堀さんが言つていたけど、やはり図書館界に論争が少なくなつたというか。

真々田● でもあのときよりもつと引いてない？

手嶋● それはわかりますよ。

真々田● あの当時は、まだぼくらみたいに向こう見ずにやつてしまふ人間もいたけど、今はいいなと思うんだ、ぼくらも含めて。ぼくらが歳をとつたということもあるけれども、それだけじゃなくて、図書館を取り巻く総体がそういうエネルギーを失つて



きてしまっていると思う。

手嶋● それは図書館界だけではないですけどね。

堀● 右翼であろうが左翼であろうが、今回の問題の結果の出方って極めてずさんなのね。当時は、ここまでずさんじゃなかっただろうという感じはしますよね。

東條● それはそうね。

沢辺● 富山が？ 富山だってズサンじゃない？

堀● いやいや。

東條● 富山はそれなりにはつきりしてるよ。

堀● そうそう。

東條● 問題ははつきりしているんですよ。

小形● それでこの問題の本質がちょっと見えなくなっているのね。ただのずさんで終わっているような部分もある。

手嶋● それはだって確信犯かどうかということによるんじゃないですか？ 少なくとも富山の問題というのは、いわゆる神主とか神職ですか。その人がやはり確信を持って行動をしたわけでしょう。自分の信念に基づいて。

東條● それで図書館がびびっているだけの話。

堀● 図書館がびびったり、あるいは教育委員会や県の上層部からとにかくこれ以上のことはするなといって、無言の圧力をかけられているに違いないというのは推測にたくない。つまり富山の場合は外部、内部の強制力に対して図書館運営が緊張感にさらされている話なんだけれど、船橋市西の事件発覚後の対応を見ればとにかく図書館の仕事はどんな恣意的な除籍だつてあり得るよみたいなきこに なってしまうわけでしょう。右翼であろうが左翼であろうが宗教であろうが、選書の本の入れ方はわからないけれども、少なくとも除籍に関してはどんなずさんな除籍だつてあり得るだろうというふうなきこが推測でき てしまうわけじゃない。だけど、今の公共図書館の二千何百館の除籍の作業の水準がここまでひどいのだろうか。

沢辺● いや、それに対して手嶋さんは、あり得ると言っているわけですよ。

手嶋● これは最後に言いたいん

し、そこについて今後どうする という話はあまり出てこないわけじゃないの。

手嶋● いや、表向きには出ているんですよ。要するに今までは担当者任せでやって、それは館長が追認とか事後決裁で終わっていたんだけど、今度は四館合同で共同書庫に集めて、それを四館の代表が合議でチェックする。その後、四館長の決裁で除籍する。

沢辺● 手間を多くかけるというだけの話だよ。

手嶋● で、そこからやるんだと言っただけで、町田はそれに近いことをやっているんです。

中央図書館の場合、開架から書庫上げする際に、色の付いた短冊を本に挟むわけ。年度ごとに色を変えているんだけど、今年で七年位になるかな。それで、その本が借りられたときには、短冊を外すんですね。要するに、古い短冊が入っているということとは、その間利用がなかったということになる。それから、除籍しないで取っておいた方がよいという本には、保存理由を書いた短冊を挟んでおく。その本

ですけどね。

沢辺● そこにいく前に、今の話についてなんだけど、話を聞きながら思い返して考えたのは、まさに言っていたとおりなんだけれど、富山は事態は動かなかったわけだね。焚書したのにもかかわらず胸を張ったわけでしょう。確信犯といえれば確信犯ですよ。富山はそれで軌道修正されてないわけでしょう、そのまますつと。しかし、とりあえず船橋市西は軌道修正されたんじゃないの。

手嶋● 除籍の仕方を考えるとか。

沢辺● それで、富山の事件に持ったような憤りにならなかつた根拠であつたのかもしれないという気がちょっとしたわけですよ。とりあえず回復したわけですよ。まずいと認めたわけですよ。富山のほうは認めてない。

堀● そうだけど、追及されたことに対する取り繕いでしかないのではないのかという以上ではないですよ。

沢辺● でも取り繕いでも何でも、おれは回復されるほうが大切だと思う。

が書庫から借りられたときには、短冊を抜いて保存シールを貼っておくわけ。

町田では、「保存・除籍委員会」というのを立ち上げていて、そのメンバーが中心になって保存や除籍を仕切っている。除籍の場合は、除籍候補をブックトラックに並べておいて、毎週水曜日に実際の除籍作業を行うのね。それで、その除籍に異議がある場合には、理由を書いた短冊を挟んでおくわけ（ただそれは全館ではなくて、中央図書館の蔵書に関しては……。地域館はやはり本のことについて除籍を担当する。実はそれもあまり詳しくない人もやっているのが実態なんです）。そのために、「図書除籍（除架）の目安」を策定して実務の手引きにしています。論争的な資料、基本的な資料の扱いについてもかなり具体的に触れていて、例えば、日本史の歴史観についての論争的資料の最後の一冊は、「除籍会議」を経なければ除籍できないことになっている。だから今回のいわゆる船橋西がこういう形で改善というか、改革をした

ということ自体は、必要なことだと思えます。だけど、私はこんなことで本当に問題解決になるのかなというところが一番ひっかかっている。

沢辺●でもこうすればいいんだよというの？

手嶋●ない。

沢辺●思い浮かばないということも手嶋さんの正直なところでしょうか？

手嶋●うん。

解決策の第二步はオープンにしておくことか

沢辺●では、そこに話を移してもいいですか？ 最後のどうやったらなくせるかということについてはどなたか何かお考えがありますか。

手嶋●うちがやっているのは、やはりできるだけ職員がいろいろな形でコミットできるようにして最終的な除籍を決めていくというシステムです。それは別に船橋の問題が起きたからやったというよりも、中央の蔵書に関しては責任者だけが判断

してやるのではなくて、やはり全体でチェックをかけようということなのです。本来だったら私がそれを毎週見て、これを除籍するのはおかしいんじゃないかとか、そういうチェックをするというのは最終的に私の役目なのかもしれないけれど、とてもそれはできてないです。だって毎週除籍は何十冊、何百冊ですからね。

小形●書名だけ見て、これは除籍とか、そんな簡単にできないですよ。

真々田●自分で中身がわからないものもあるもんね。

沢辺●わかったつもりだって、それは斜めに見ているだけかもしれないし。

小形●やはりあとはその職場のなかで民主主義というところと大げさかもしれないけれど、全て独断が支配するような状況をやはりつくり出さないということが大事なのではないのかな。

手嶋●だからできるだけチェック機能が働くということは何かというところ、これも私は最終的な解決だとは思わないけれども、

なというところもあると思うのです。他者から見てもある意味ではこの世界はわからないみたいなね。そういうところでも経験のある司書が選んでいるから絶対に間違いないみたいな、そういうところでの聖域観。

堀● 今回の報道でも、産経の記者の解説記事「注06」に、司書の質がもう少し高くて、それがもう少し職場で権限と領域を持つていればこういうことは起こらないのではないかみたいな、妙な司書制擁護論が出たんだけれども、なんかその議論ってちょっと唐突な感じがするよね。だってこの女性司書は、三十年近い大ベテランで、児童サービスでは館界のリーダー格なわけでしょう。

小形●最近、司書の質が落ちてみたいなことを言っているけれども、それは違うと思う。

堀● 司書制を復活したり強化すれば問題は起こらないんだ、といった単純な「打ち出の小槌」論はとて出せないよ。

小形● みんな自分の都合のいいことを言っているんだよね。

堀● うん。『みんなの図書館』

できるだけオープンにしておくことだと思っているのです。だから言っていることは抽象的かもしれないけれど、今やっていることはそれに少しずつ近づけていこうというもののなのです。

前々回の『ず・ぼん』編集会議のときに、なぜ除籍されたかがわかるような、除籍リストをつくらうというような提起があったと思うんだけど、同じようなことが利用者からつい最近指摘があったんですよ。私はびつくりしてしまって、本当にそういうことを考えている利用者っているんだと。

利用者の疑問の一つには、図書館の蔵書でいいものがなんでいきなりなくなっちゃうの？という素朴な疑問があったということ。それとやはりそれにつながるんだけど、利用者としてなぜ除籍したのかという理由を知りたいということなのです。それは私も直接その人に会ってお話を聞いたのですが、確かにそうです。いい本を除籍しないではないというのには気持ちとしては全くよくわかるけれども、市町村レベルの図書館だと全部取っ

二〇〇三年一月号に出た西河内論文も含めて、そういうふうな感じになってしまっているんだけど、そうではない。問われているのは図書館という施設そのものがどれだけ信頼を持てるようになりうるかという課題なのではないか。

沢辺● 今日みなさんに配ったプリントは、ぼくの友だちがやっている「風の旅行社」という旅行会社のアンケートの回答の集計なんです。「風の旅行社」は、けっこう高い料金の旅行を売っている会社なんです。毎回、利用者からアンケートを取っている。そうすると添乗員が悪かった、ホテルがひどいとか、そのなかには解決できる話もあるし、解決できない話もあるから全文はなかなか公開できないけど、基本的に「風の旅行社」に対するクレームも含めてホームページ上で皆さんのアンケートを匿名で公開させていただきますということが書いてあるわけ。

それによって何をしたいかというところ、自分たちの緊張感を持続させたいということを書いてい

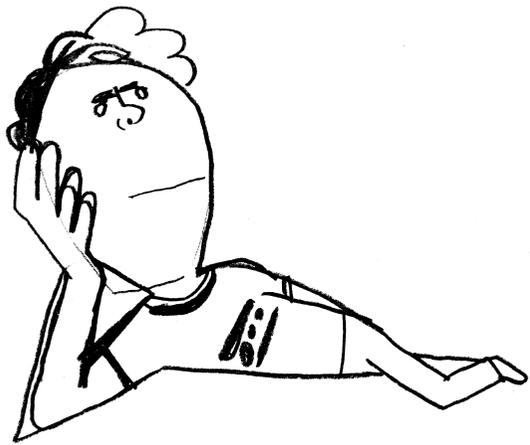
ておくわけにはいかない。それはむしろ都道府県立の役割だという話をして、そこは納得はしていただいた。

システム的には、やはり除籍リストというか、除籍まで全部オープンにするためには、コンピュータのシステムはパッケージで購入していますから、パッケージそのものを変えていく必要がある。この人が提起したのは、パッケージを変えないというのは一館だけではできないだろうから、多摩地域なら多摩地域でこのようなことをメーカーに働きかけてくれとか、そんな話も最後にしました。

小形● それに関連していえば、うちの図書館にも、選書についてはどういう基準で選書しているのか教えてほしいという意見が出てきていますよね。

手嶋●今はそうですよ。

小形● そう考えるとやはりそういうことについての説明責任も必要だし、それともうひとつ、結局司書の聖域といった考え方がやはりずっとこの世界にはあって、それが独断を生んでしまった結果の一つの事態なのか



る。ぼくがこの間言ってきた、つまり除籍リストも公開して、館長もちゃんと見るとか、除籍会議をちゃんと開けとかやって、いろいろと、うちもそうなんだけど、会議ばかりになってしまおうわけですよ。とてもじゃないけどふつうの仕事ができなくなってしまう。だから、このコンピューターという道具がある以上、西尾幹二とかというキーワードを入れると、いつ入ったとか、いつ出たとかというのが全部わかるようにする。つまりいろいろの人がいろいろな目線で図書館の有り様をチェックできるような状態にしておくこと。そうなっていると実際に魔が差したとしても、これはちょっとやりづらいと思うんだよね。魔が差したのか、確信を持っていたのか知らないけれど、どつちにしてもかなりやりづらい。

もちろん、例えばバレスに盗むという方法論が残るとしても、ぼくはリストを公開すべきだと思う。結局みんなの目にさらすことによって、右翼的な目や左翼的な目や、いろいろな目からはりこいうことをなくすための方法論としてはデータ公開が一番だと思っています。

手嶋● 最終的にデータ公開に行き着くのかどうかはわからないけれども、できるだけオープンなシステムをつくっていくということが必要だと思います。

まずは 指名レファレンスから スタートしてみる

小形● 『ず・ぼん』九号の座談会でも、利用者が担当者を指名してレファレンスをお願いする「指名レファレンス」の話が出たよね。荒川区の図書館では、指名レファレンスを取り入れている（『ず・ぼん』45ページ）。例えばその選書版みたいなのがあってもいいね。どここの蔵書は次の者が選書して、と名前や顔なんかを張りだしてしまつたって、結構それはおもしろいんじゃないかと思うね。

手嶋● 町田の図書館協議会で同じようなことを言われましたね。指名レファレンスのことも

チェックしてもらおう。そういうことにする以外にぼくは道がないのはないかと思つています。買ったリストも廃棄したリストもコンピュータ上で検索できるように、除籍リストという形で検索できるようにとかいうふうにしたほうがいいというのがぼくの意見なんだよね。

もうひとつ足すとすれば、こういう言い方をすると誤解を受けられるかもしれないんだけど、さっき東條さんが「堀さんの図書館に行ったら、あそこは堀の図書館だつてすぐ分かつたぜ」つて言つたんですよね。だからつてそれは堀さんが偏つた図書館をつくつているということではないとぼくは思うんだよね。堀さんの目配りがされているのか、たぶん東條さんの意見ではそういうことを含んでいると思うんだけど。

堀さんがいくら善意でやつたつて、堀さんの目配りは得意不得意もあるわけだから、そういうことも出てきてしまうと思う。それはそれでなくせと言つてもしょうがないと思うし、そういうことがあることは別に悪言われたし、本の紹介でも、紹介した人の名前を入れると、ファンがついて、それを目当てに読む人だつて出てくるだろうとか、そういうことをホームページ上でどんどんやれというふうな意見も結構出ているんです。

まずは 指名レファレンスから スタートしてみる

沢辺● でも一方ではそんなふうで常に個人がさらされいくことに耐えられない人がいる可能性もある。それに対して、おまえは図書館員の資格はないよ、というふうにやつてしまうのかどうかとか、どう対処するのか、付随した問題はいっぱい出てくるだろうけどね。

堀● それはありますよね。

沢辺● しかしそういう問題を踏まえながらも、方向性はやっぱりそつちに踏み出していかないと、おもしろさがなくなるんじゃないかな。それが結果として司書とか図書館員の資質を向上させていくかもしれない。ただ単純に、最近図書館司書の質が落ちていると指摘したつて何も解決しないと思うんだよね。うまくいかないかもしれないけど、アイデアの一つとして

いいことではないというか、いい意味での目配りがあるということとは悪いことではない。だから、これは堀が選んだよとか、堀が除籍したよと公開していくことでクリアしていくしかないんじゃないかな。

さらにもう一つだけ付け加えると、社会学者の橋爪大三郎さんが昔、労働のクリエイティブ化という話をしていた、今まではだれがつくつたかわからない大量生産のものだけど、人間の労働というのは機械にできない、置き換えられない一番大切なものだから、それはやはり固有名詞、個人の仕事の結果として評価されるような分野が徐々に増えていくだろう、と。そういう場合に考えるべきなのは、個人が個人として仕事をするということ。わかりやすい例で言うと、ある会社がつくつた何とかという製品も、特許は社員の名前とかがついている、という傾向が出てきているように、それが労働に広がっていくとぼくは思うんだよね。広がっていくってほしいと思つているということかな。そういう意味でぼくはや

ちょっと試しにやってみる。例えば指名レファレンス制だけでもやってみようよ。そうしないと、最近の若い者はダメだよと言つているだけのおじさんみたいになつちゃう。

手嶋● 例えば町田の中央図書館では、新刊紹介を毎週やっていると、とくにセンスのいいやつはすごいをつくる。やはりそういうのつて匿名ではなくて実名で出したら励みにもなる。さつき出された裏もあるんだけどね。

まずは 指名レファレンスから スタートしてみる

沢辺● 裏ついているのは？

手嶋● 裏ついているのは、そういうのが得意じゃない人はどうしたらいいのとかね。

沢辺● ただそこについても、じゃあ得意ではなくてもできるセクションでやつてというように棲み分けに向かうのがいいんじゃないかな。人の能力は同じじゃないことと、人の価値は同じというのを両立させる……。

小形● 逆にそれぞれが得意なことをやればいいということにもなつていくかもしれないし。

逆にカバーするほうがもう一杯一杯。カバーしてくれるような職員は、仕事を目一杯抱えている。だから全体を目配りするよくな余裕がなくなってしまうているという実態もあるんですよ。これはいろいろな問題の共通の基盤としてあるのかな。これは図書館だけではないけど。**小形●** ある人は二〇くらいしか働けない。ある人は二二〇働く。それでみんなで平均で七〇くらいでいいやという話ではだんだんなくなってきたている。ちょっと思うけど、レファレンスは個人かもしれないけど、やはり選人かもしれないけど、やはり選書というのはグループでやるものだと思う。ただそれが公開できないとか、覆面だというのではなくて、やはりそのグループ自体を公開すればいいんじゃないか。

手嶋● そうですよね。オープンにしるといいうのはそういう意味なんだよ。

沢辺● 原理的に、徹底的に個人でなければいけないかのような言い方をたぶんしていたと思うので誤解も受けていたと思うのですが、ぼくは徹底的に個人と

までは私は肯定はしないでくださいね。ある意味、合議制でやっているわけですから。レファレンスと選書、あるいは除籍というのは基本的に違うんだと思うんですよ。

沢辺● それぞれ三種類の性格が違うの？

手嶋● 三種類ではなく、選書と除籍は、集団でいうか、少なくとも複数で選んだり、選書会議というのをやるわけだから、少なくともみんなで共同で合議して選んでいる。除籍も合議制が望ましい。で、レファレンスの場合はやはりどうしたって個人の力量なんですよ。

それともうひとつ、これを言ってしまうとまた別の課題になってしまいうんですけど、今の図書館の職場という風土は、今までだとみんなで一つの目的に向かって、例えば病氣の人が出ればそれをフォローするという形でできたんだけど、今はもうそういう余裕がなくなってきたいるよね。いわゆるメンタルヘルスというのがすごい増えていて、それをカバーしなければいけない。カバーするわけだけど、

みんなで選書して、そのグループの人たちの名前をオープンにするよとか、例えば選書委員はオープンにして選書委員が選んだんだよというふうにするとか、その過渡的な実験段階でい

沢辺● というふうに、得意な方でやっていくということに結びつけていけないと。いま議論されている、機械でやる選書や機械でやる返却について、カウンターの意義は何だろうという議論の大きとの根拠というのは、

実は一人ひとりにノウハウがたまらなくなるということだよな。カウンターで返却されたときに利用者からひとこと言われたことが誰にたまるのかといたら、言われた本人にしかたまらないわけでしょう。横には流れようがないだよな。どう考えたってナレッジ・マネジメント・システムで毎日日記を書かせて、それを毎日みんなが読んでいればそのナレッジは共有できるなんていうのはうそっぽちゃだと思う。カウンターの大切さ、レファレンスの大切さ、つまりそれは人の大切さだということだと思うんだよな。だから個人名として前に出すというか、出ていかせるというか。そのためには資料を手嶋が削除したとかを公開していく。

手嶋● 本を除籍するときに、じゃあ個人の責任でということ

いうことでやってみたいと思うてはいるのね。とりあえずレファレンスを個人からやってみて、結果がオーライだったら、もう一步拡大してみるとか。もちろんそのなかにはグループで

[注01]六月に最高裁で弁論が開かれます
最高裁での判決文は、資料04として、103-105ページに掲載。本件は東京高等裁判所に差し戻された。

[注02]富山のときの判例
富山県立近代美術館は、1986年～90年、所蔵していた天皇の写真を使ったコラージュの作品と作品を載せていた図録を非公開とし、93年に作品を売却、図録470冊を消却した。これに対し、富山県在住者らが、作品の特別観覧(展示されていない作品を個々に観賞すること)、図録の閲覧拒否、売却、消却処分が違憲だとし、富山県を被告に国家賠償請求を起こした。富山地方裁判所は、98年12月16日、原告一部勝訴の判決を下した。その内容は、作品の特別観覧と図録の閲覧拒否には正当な理由がなく市民の知る権利を侵害する違憲行為であるとし、富山県に対し閲覧を拒否された原告11人に対し、合計23万円の支払いを命ずるというもの。その後、原告側、被告側とも控訴。2000年2月16日、名古屋高等裁判所金沢支部は「特別観覧制度を利用して本件作品を損傷しようとする者が紛れ込む可能性が否定できない」と述べて、特別観覧の不許可を適法とする原告全面敗訴の判決を下す。2000年10月27日、最高裁は上告を棄却し、名古屋高裁金沢支部判決が確定した。富山事件については『す・ぼん』1号で「ある自画像の受難　富山県立近代美術館・図書館事件」として特集している。

参考文献●表現の自由と「図書館の自由」　第16集(2005年5月17日・日本図書館協会)／「富山県立近代美術館問題・全記録―裁かれた天皇コラージュ」(富山県立近代美術館問題を考える会編著・桂書房・2001年)

[注03]長岡義幸さんの文章
『創』(創出版発行・2002年7月号・P88～98)に掲載された長岡義幸氏の「船橋西図書館で右派文化人の著書廃棄騒動」の記事。

[注04]見計らい
書店か図書館に新刊図書の現物を持ってくること、図書館員は現物の本を見た上で選書を行う。見計らいの場合、その場で選書でき、すぐ配架できる。

[注05]『す・ぼん』1号のときのようなエネルギーで、ぼくは右翼に会い行くのかどうか
本誌編集委員・沢辺が、『す・ぼん』1号の特集で、県立図書館の図録を破った神職に直接インタビューをしにいったが、断られた。

[注06]産経の記者の解説記事
船橋西図書館蔵書廃棄事件の背景を追った2002年6月10日の産経新聞の続報記事。「大学で司書資格が容易に取得できることから司書の質は上がらず、図書館での需要が低下して司書の需要も減っている。平成十一年七月の図書館法改正では、図書館長の司書資格要件がなくなり、専門的知識を持つ館長も生まれにくい」と記されている。

いと思う。ぼくも現場がいきなりいきつけるとは思っていないので、現実適用はもうちょっと緩やかにして、試しにやってみることが一歩なのではと思うのです。(二〇〇五年五月二七日)

二〇〇二（平成一四）年四月一二日付産経新聞朝刊は、「西部、渡部両氏の著書68冊、市立図書館が廃棄」「教科書論議が高まった昨年8月」「船橋市教委調査へ」という記事を載せた。

自身は、千葉県船橋市西図書館で、二〇〇一（平成一三）年八月頃に、西部邁、渡部昇一の著書の多くが廃棄処分された。この時期はちょうど「新しい歴史教科書をつくる会」のメンバーが執筆に加わった扶桑社の教科書採択をめぐる論議が高まっていた頃で、図書館が意図的に特定の著者の本を廃棄したのではないかという論調。記事には、館長の「結果として誤解を与えかねない」という発言を載せ、船橋市教育委員会は調査を行うと記されている。別に、西部邁の「予測していた」という談話を載せ、「図書館の大半には強かれ弱かれ左翼人士がいる」「この国の言論は暗黒時代に入っており」「これからもさまざまな所で同様のことがいのように進むだろう」と語

らせている。

その後も産経新聞は連日のように「政治的偏向」等のキャンペーンを張り、右翼団体の街宣車が船橋西図書館と市役所を巡回し、拡声器で図書館を批判した。船橋市教育委員会の発表によれば、八月に廃棄した資料は全五四一冊。その内雑誌のバックナンバーが三四四冊。書籍は一八七冊で西部邁の著書四四冊、渡部昇一の著書二五冊、西尾幹二の著書九冊、福田和也の著書一一冊等。除籍された五四一冊の内、雑誌は収蔵期間が過ぎたもの、書籍一八七冊の内、八〇冊は三年間未返却や紛失、汚破損、買い替えなどで除籍理由が明らかであるが、残り一〇七冊は理由不明。つまり、理由不明のまま除籍された書籍のほとんどが西部邁、渡部昇一、福田和也など、いわゆる右派系言論人の著書であった。

市教委は、実質的に除籍図書判断をしていたベテランの女性司書に事情聴取した結果を発表したが、本人はなぜ除籍したのかわからない、という極めてあいまいなもので、しかし、今館雑誌』二〇〇二年一〇月号）。

それより前、二〇〇二（平成一四）年五月二八日付で図書館問題研究会常任委員会は「船橋市西図書館の蔵書廃棄問題について（見解）」を発表した。ただこの時点では、日本図書館協会の調査中であり、「事実を解明した上でなければ、適切な見解を公表することはできないが、図書館資料としての図書の廃棄にあたって、図書館としてどのように考えるべきか社会的に問われているので、（中略）一般的見解をここに明らかにする」というものであった。

それによれば、（一）、廃棄基準に適合しない資料が多い。（二）、関与した司書は、専門家としての説明を公式に行う必要がある。（三）、図書館長がチェックを行っていないかった責任は重い。（四）、司書の比率が低い状態を放置した行政の責任も重く、専門職制度を導入すべきである。さらに、「『良書主義』との訣別を」として、「いわゆる『良書主義』と呼ばれるもの――住

不可解な事件

東條文規

●とうじょう・ふみのり
四国学院大学・短期大学図書館・本誌編集委員

後は、除籍方法を改善するといふ。つまり、除籍は一担当者の判断にまかせず、内規の「除籍基準」に則して、職員が選り、館長決裁で除籍を決定、共同書庫へ一時保管、共同書庫運営委員会での確認、四館長決裁後に廃棄という手続きを取ることにしたという。四館長とは船橋市には中央、西、東、北とい

う四つの市立図書館があるからで、この事件を踏まえて、除籍についてより慎重を期するようにはなった。さらに、理由不明のまま除籍された図書を再購入し、その購入費は当事者の司書とライン上の係長、館長補佐、館長の四人が弁済する。費用は計一五万二八六円。また四人に対しては市教委が懲戒処分も行った。

とはいえ、一〇七冊もの図書が理由不明のまま除籍処分され、その図書のほとんどが一定の思想傾向を帯びていると思われる著者のものであったという事実は重い。

日本図書館協会は、事件発覚後、当事者の司書、館長に事情

聴取を開始したが、その途中の二〇〇二（平成一四）年六月五日、「船橋市西図書館の蔵書廃棄問題について」という見解を発表した。同じく図書館問題研究会も第四九回全国大会名で七月九日、「船橋市西図書館の蔵書廃棄問題に関するアピール」を発表した。

両者とも、今回の事件は、図書館への市民の信頼を損うものであり、遺憾である。国民の知る自由を保障する図書館の使命を確認し、「自由宣言」の趣旨の普及に努めるといふもので、それ以上突っ込んだ見解にはなっていない。

続いて八月二五日、日本図書館協会図書館の自由委員会は、「船橋市西図書館の蔵書廃棄問題に関する調査報告」を以下のようにまとめた。

（一）、A職員が、昨年八月はじめ、「新しい歴史教科書をつくる会」会員らの著作蔵書を研修の一環として集めることを館内奉仕担当職員に提起・指示したこと、は、市教委とA職員がともに認めている。

（二）、集められてくる蔵書一〇七冊について、A職員が八月一〇日から二六日までに逐次除籍を決定・入力したという市教委調査結果に対し、A職員は少なくとも八月一五日は除籍作業を行う「気持ちのゆとりがなかった」と話している。一方、除籍作業は短い時間で行えるものである。また、市教委は事情聴取を行い、非常勤職員にA職員が廃棄作業を指示したとしているが、A職員からはこれに反論する事実や職員の証言は提示されなかった。

（三）、この除籍・廃棄行為に思想的動機や組織的背景はなかったとすることで、市教委とA職員は一致している。

（四）、市教委は、結果として「意図的であると思われる」でも仕方なく、市民の信頼を著しく損なうもの」として、上記処分（A職員は減給1/10×6カ月、西図書館長は1/10×3カ月など）を行った（以上『図書

民に悪い影響が及ぶと考える資料を排除する考え方——は知る自由を保障する図書館として取るべき態度ではない」という見解を加えている(『みんなの図書館』二〇〇二年八月号)〔注01〕。

一方、廃棄の対象になった図書館の著者らは、二〇〇二(平成一四)年八月、船橋市と廃棄手続をした女性司書を相手に、計二七〇〇万円の損害賠償請求の訴訟を起こした。

二〇〇三(平成一五)年九月九日の東京地裁の判決は、原告らの請求は棄却されたが、その判決文は、「原告つくる会らを嫌悪していた」当該の女性司書が「単独で行ったものと認め」、それも「一時の偶発的行為ではなく、周到な準備をした上で計画的に実行された行為であることが明らかである」とした。

だが他方、自分の著書が廃棄されたことが原告の名誉を侵害したという主張に対しては、図書館の自由裁量に基づいて購入した図書が廃棄するのはまた自由裁量の範囲であり、「自由宣言」に述べるように、

図書館の収集提供は、図書館がその図書に一定の「社会的評価を与える行為ではないと解され」、原告の主張は斥けられた(「船橋市西図書館蔵書廃棄問題裁判第一審判決・平成十五年九月九日(抜粋)」。『みんなの図書館』、二〇〇四年四月号)。

原告はただちに控訴し、新たに(1)、検閲行為(2)、平等権の侵害(3)、公貸権、などの主張を加えたが、二〇〇四(平成一六)年三月三日、東京高裁も原告主張を斥けた。

ところが、二〇〇五(平成一七)年七月一四日、最高裁第一小法廷は、「公立図書館は思想、意見を伝達する公的な場で、職員の独断による廃棄は著者の利益を侵害する」として、審理を東京高裁に差し戻した。上告審では、女性司書に対する上告はすでに棄却されており、市の責任が争点になっていたが、判決は、公立図書館の役割、著者の利益侵害、廃棄の違法性にそれぞれ言及し、司書が、「つくる会」やその賛同者、その著者に対する否定的評価と反感から行ったものであり、著者らは人

格的利益を違法に侵害された、というもので、五裁判官全員一致の意見であった。

さて、この座談会は、最高裁判決が出る以前に開かれた。じつをいえば、事件発覚を知った私(たち)の最初の反応は、「なぜ、こんなバカなことを、何かの間違ひではないか?」というものであった。その後、船橋市教育委員会の事情聴取の結果の公表、日本図書館協会、図書館問題研究会の「見解」の発表などを見ても、その疑問は解けなかった。

一方、産経新聞のスクープ以降、石井竜生「保守言論人の著作大量廃棄事件が示す、図書館の偏向実態」『正論』(二〇〇二年六月号)、「船橋市西図書館が捨てた書籍一八七冊全リスト」『正論』(二〇〇二年六月号)、井沢元彦「朝日新聞読者だけが知らされない船橋市西図書館『焚書事件』の犯人像」『SAPIO』(二〇〇二年五月二二日号)、長岡義幸「船橋西図書館で右派文化人の著書廃棄騒動」『創』(二〇〇二年七月号)等、一般

雑誌でもこの事件に関し論評が加えられた。

もちろん、いずれの論考も図書館の行為に批判的であることに変わりはない。とはいえ、長岡論文以外は「図書館の健全な発展が不可欠」(石井竜生)といいながら、杜撰な現状認識に基づいた思い込みの激しい文章で、それほど説得力があるとは思えない。

その極めつけは、一審判決後に書かれた西尾幹二「船橋西図書館焚書事件一審判決と『はぐらかし』の病理」『正論』(二〇〇四年一月号)。この裁判を、「実において勝訴、名において敗れたにすぎない」といい、「一斉に図書館員が全国規模で『歴史の抹殺』をやる可能性は十分にあるのである」などと極端な想定から判決を批判し、不安感を煽るような論調で、ことさらイデオロギー対立を際立たせる効果を狙っているように見える。

その根拠になっているのが、一審判決での女性司書の「周到な準備をした上で計画的に実行された行為である」という断定

である。この断定は、船橋市教委が公表した「なぜ廃棄したか本人がわからない」といつている」とか「思想的背景はない」という説明とは異なる。だが、

このようなあいまいな、わけのわからない説明では原告でなくとも納得がいかないし、まして裁判所が女性司書の言い分を採用するわけではない。その意味では、図書館問題研究会常任委員会の「見解」がいうように、「関与したとされる司書は、専門家としての説明を公式に行う責務がある」とは間違いない。

つまり、当該の女性司書がいつぱんの市民にもある程度納得できる説明をしない限り、原告らの主張(左からのイデオロギー攻撃である)に一定の根拠を与えることになる。

じつさい、最高裁の差し戻し判決(二〇〇五年七月一四日)が出た翌日の新聞各紙は、一審

判決の女性司書が「つくる会」やその考えに賛同する人たちへの反感から、独断でこれらの図書を処分した、という前提で論がすすめられているのである。とすれば、話しはそれほど難しくない。図書館法の精神に則り、「図書館の自由に関する宣言」や「図書館員の倫理綱領」が十分に機能する職場体制を構築する方策を各自自治体が追求すればよいからである。事実、船橋市は、誤りを認め、当該の女性司書と館長らの管理職を懲戒処分し、不当に廃棄された図書

は当該司書や管理職らの寄贈というかたちで再度、図書館の蔵書に加えられ、今後の廃棄手続きの方法も改善すると言明したのである。したがって、著者らに対する損害賠償はともかく、事件発覚後の処理としては、前向きな姿勢を取っているといえる。

ところで本座談会は、一審の判決文を前提にせず、つまり当該の女性司書が「独断で」、しかも「個人的な好き嫌いの判断によつて」廃棄したのかどうかというところから出発している。先に触れたように、教育委員会や日本図書館協会の事情聴取にも、本人が「自分でもわからない」といつている以上、推測でしか発言できないのであるが、私(たち)は、そのところが最も謎で、館種はさまざまであるが、同じ図書館という現場で働くものとして不可解であったからである。

というのも、過去の図書館の自由をめぐる数多くの苦い経験の中で、管理職でもない一職員

が、図書館内外からのどのような圧力もないのに、蔵書を処分した、という例はなかったからである〔注02〕。もちろん、過去に例がなかったからといって、今回の事件も「あり得ない」というわけではない。だが、誤解を恐れずにいえば、一審判決文通りだとすれば、女性司書の行為は、あまりにも稚拙であり、かつ傲慢であるとしかしいいようがない。

いずれにしても、本座談会で、前提のあいまいさも含めての内容なので隔靴搔痒の感は免れない。今後、さらに事実が明らかになれば、もう一度、このような場を設定したいと考えている。

[注01]その後、この見解とはほぼ同趣旨の西河内靖泰「船橋市西図書館蔵書廃棄事件を考える」(『みんなの図書館』、2003年1月号)では、筆者の体験を踏まえた船橋市の図書館サービスの問題点が具体的に記されている。ただこの論考に対し、事実誤認等の誤りがあるとして投稿(2003年4月号)があり、その回答が次号(2003年5月号)に掲載されている。

[注02]「図書館の自由」をめぐる図書や論文は多数あるが、さしあたり日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会編「図書館の自由に関する事例33選」「図書館と自由」第14集(日本図書館協会、1997年)、日本図書館協会図書館の自由委員会編「図書館年鑑」にみる「図書館の自由に関する宣言」50年(日本図書館協会、2004年)参照。なお、『すばん』1号(1994年)は、「富山県立近代美術館「図書館事件」」を特集している。

どこかに

「右翼と左翼」という図式で
モノを考えてたところが
あったんだと思う

沢辺 均

●さわへ・きん

度ここで僕の意見を述べておきます。

①については、船橋西図書館が別掲のリストの除籍をしたのは、まったくダメです。

本のタイトルとその量から考えて、「新しい歴史教科書」グループの本を狙ったものと考えるのが妥当だと思います。また、これは一職員の行為だと考えるのも妥当だと思います。当の職員がその点について「了解」していると思えるからです。

②は、こうしたことが行われたときに、その組織（この場合は船橋市）としてどのような事後の対処をすべきか、ということとです。

僕は、除籍した本を買い直す・直接除籍した職員と管理責任者を処分する・買い直した本の費用をそれらの人に負担させる、の三点と、同じようなことを引き起こさない対処を考えて実行すること、だと思います。はじめに挙げた三点については、すでに実行されているようなので、処理済みとしてよいと考えています。

最後に、③の今後の改善をど

船橋問題について、個人的な意見をわざわざ書かせてもらおうと思った直接のキツカケは、東條さん（『す・ぼん』編集委員）の書いたものにたいする違和感でした。

東條さんの原稿を読んでからその後について違和感を書くのはすこしズルって感じがしますが、僕のこの原稿を掲載前に東條さんにみせることにして、書かせてもらうことになりました。

東條さんの原稿に感じた違和感は、「右翼の言ってることも、へんなところがある」と書いている点です。僕は、東條さんがこういうことを書く中に、「やっぱりあいつら（右翼）の言うことを認めることに、いやな感じがあるな」っていう気分

と、その何人分かわかるわけですから、そんなカネがあるんなら本を買ったほうがいい。

で、面倒になって形骸化します。すると、理由一覽みtainのを作って、問題を指摘されないようなものを当てはめていくだけになります。これも意味がないでしょう。

僕が考える改善策は、今後の資料購入や除籍を、誰が判断したのかをネットワーク上で公開するというものです。

たとえば船橋西図書館の除籍リストは、「新しい歴史教科書」グループに共感するひとが一生懸命チェックしてくれると思います。逆な立場の人だってチェックするかも知れません。

こうして、いろんな考えの人のチェックにさらされたら、今回のようなことは起こりづらかったと思うのです。コンピュータが発達してるし、ものすごく安くなってるんで、これを利用しない手はありません。

最後に、この問題についての『す・ぼん』編集部への反応について僕の考えを述べます。

があるように思えて仕方ないです。

これは、船橋批判をする人たちの原稿にも感じます。たとえば「図書館員に左翼が多い」的なことを具体的な根拠をあげることもなく指摘する人が多くいます。

そんなことは船橋問題の大切な論点ではないと思うのです。一番大切な論点は、①今回の除籍はダメだということ ②処分や原状回復をキチツとすべきだということ ③今後の改善をどうするのか、だと思います。

この点に関する徹底した議論が必要なのだと思うのです。それこそが重要で、職員がなぜこうしたことをしたのか、という理由すら不要な気がします。

①から③については、座談会でも発言していますが、もう一

船橋西図書館問題への『す・ぼん』の対処はダメでした。この問題を知ってもすぐに取り上げなかったからです。ダメだったのは、この一点だと思つてます。

『す・ぼん』一号では富山県立図書館の、「天皇図録」の破棄問題の特集にしました。この問題は、言論弾圧する右翼と、それに抵抗する左翼という図式でしたが、『す・ぼん』は、右翼も左翼もなく言論弾圧はイカンという掲載の仕方をしてました。

今回、船橋西図書館の除籍問題では、富山のときとまったく反対の図式になったわけです。それをすぐに『す・ぼん』で取り上げなかった。このことは、「右翼も左翼もなく」が、僕を含めたす・ぼん編集委員の本物の考えになっていなかったことを改めてればれにされたのだと思います。それが今回の最大の反省です。

『す・ぼん』はダメだった。これが『す・ぼん』にとつての船橋問題の主体的な問題のキモだったと思つています。

うするのかについてです。船橋西図書館は、「管理の徹底」と言ってます。館長などの責任者までがキチツと見て決裁するということなのですが、僕はこういうのは形骸化すると考えています。

「長」のつく人が、すべてを見渡すことなんて出来つてありません。年間の除籍の点数から想像しても無理でしょう。かりにリストを館長が見たとしても、除籍の理由として「本が汚れているため」と書かれていたら、本当にそうなのかどうかは、実際にその本を見なくてはわかりません。館長がそこまでできるか。できないでしょう。だから、形骸化するって思うのです。

理由をちゃんと書かせるにしても、それも形骸化しますよね。手間も膨大にかかります。一冊について、三分で書くとしても、一時間に二〇冊。公務員の時給を三千円（年収六〇〇万円と仮定して÷二二〇〇労働時間）として、一冊あたり一五〇円もかかるんです。それも複数の人が本気でチェックしようとする